

(日本銀行仮訳)

# 新たな自己資本充実度の枠組み

バーゼル銀行監督委員会による  
市中協議ペーパー

コメント期限：2000年3月31日

バーゼル  
1999年6月

## 目 次

エグゼクティブ・サマリー .....	1
新たな自己資本充実度の枠組みに関する市中協議ペーパー .....	6
A．現行自己資本合意の長所と弱点 .....	6
B．新たな枠組みの目的 .....	8
C．適用範囲 .....	11
D．三本の柱 .....	11
1) 最低所要自己資本 .....	11
2) 自己資本充実度に関する監督上の検証 .....	16
3) 市場規律 .....	19
E．自己資本合意の対象範囲 .....	20
F．次のステップ .....	22
新たな自己資本充実度の枠組みに関する市中協議ペーパーへの付属文書 .....	23
付属文書 1．当合意の適用範囲 .....	23
A．連結を行うレベル .....	23
B．子会社及び他の金融活動 .....	25
付属文書 2．第一の柱：最低所要自己資本 .....	29
A．自己資本の構成要素 .....	29
B．バンキング勘定の取扱い：標準的アプローチ .....	29
1) ソブリン向け債権 .....	29
2) 銀行向け債権 .....	32
3) 中央政府以外の公共部門向け債権 .....	34
4) 証券会社向け債権 .....	34
5) 事業法人向け債権 .....	34
6) 不動産により担保された債権 .....	36
7) 高リスクのカテゴリー .....	36
8) その他の債権 .....	37

9) オフバランスシート項目	37
10) マチュリティ	38
11) 外部信用評価機関の適格性基準	38
12) 資産の証券化	41
C. バンキング勘定の取扱い：内部格付に基づくアプローチ	42
1) 自己資本規制に内部格付を用いることの長短	44
2) 監督当局にとっての実務上の影響	45
3) 自己資本充実度の枠組みの他の部分との関連	47
D. バンキング勘定の取扱い：信用リスク・モデル	48
E. 信用リスク削減手法	49
1) 残余リスク	51
2) リスク削減の程度	54
3) 担保、保証およびオンバランスシート・ネットィング	56
F. その他のリスクの取扱い	58
1) バンキング勘定の金利リスク	58
2) その他のリスク	59
G. トレーディング勘定	61
<b>付属文書 3 . 第二の柱：自己資本充実度に関する監督上の検証</b>	<b>63</b>
A. 規制上の最低水準を上回る自己資本	63
B. 自己資本充実度に関する銀行の内部審査	65
C. 監督上の検証プロセス	67
D. 監督当局の介入	68
E. 監督上の検証プロセスに関する将来的な課題	70
<b>付属文書 4 . 第三の柱：市場規律</b>	<b>72</b>
A. 自己資本の構造	72
B. リスク・エクスポージャー	73
C. 自己資本充実度	74
D. 将来の課題	74

## エグゼクティブ・サマリー

1. バーゼル銀行監督委員会（以下、当委員会）<sup>1</sup>は、1988年の自己資本合意<sup>2</sup>に代わる、新たな自己資本充実度の枠組みを導入することを決定した。当委員会は、ここで提案されているアプローチと、当委員会の将来の作業計画に対する意見を求める。
2. この新たな自己資本の枠組みは三本の柱で構成されている：最低所要自己資本、監督上の検証プロセス、そして実効的な市場規律の活用である。所要自己資本に関しては、当委員会は現行の自己資本合意を修正したものが「標準的」アプローチとして維持されるべきであるが、一部の先進的な銀行については、内部の信用格付や、将来的にはポートフォリオ・モデルの活用が、各銀行に特有のリスク・プロファイルに照らした所要自己資本額よりも正確な評価に貢献する可能性があることを認識している。自己資本合意の適用範囲を拡大し、銀行グループ内のリスクを完全に捕捉することも提案されている。
3. 世界の金融システムは過去2年間にはかなりの経済的混乱を経験しており、これらの状況は全般的に直接G10諸国に集中したものではなかったものの、G10諸国の国際的に活動する銀行が対応しなければならなかったリスクは、より複雑で困難なものになってきている。自己資本合意の見直しは、規制上の所要自己資本が実際のリスクをより良く反映することを目指している。それはまた、例えば資産証券化の仕組みに示されるような、近年起こってきた

---

<sup>1</sup> バーゼル銀行監督委員会は、1975年にG10諸国中央銀行総裁により設立された銀行監督当局の委員会である。同委員会は、ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、ルクセンブルグ、オランダ、スウェーデン、スイス、英国および米国の銀行監督当局ならびに中央銀行の上席代表者により構成される。委員会は通常、常設事務局が設けられている国際決済銀行（バーゼル）において開催される。

<sup>2</sup> 「自己資本の計測と基準に関する国際的統一化」、バーゼル銀行監督委員会（1988年7月）。当文書で参照されている全てのバーゼル委員会作成のペーパーは、インターネット上のBISのwebsite（<http://www.bis.org>）から入手することができる。

金融技術革新に、より良く対応することも目指している。こうした技術革新の結果、現行の自己資本合意では、所要自己資本額を銀行の真のリスク・プロファイルに対応させる実効性が低下してきている。今回の見直しは、リスクの計測と管理についての進歩を反映することも意図している。

4. 当委員会は、自己資本合意の見直しは、以下の監督上の目的を満たしているべきであると考えている。
  - 自己資本合意は引続き金融システムの安全性と健全性を促進すべきであり、したがって、新たな枠組みでは、現在の銀行システム内にある自己資本全体の水準は少なくとも維持されるべきである。
  - 自己資本合意は引続き競争上の平等性を高めるべきである。
  - 自己資本合意はリスクに対処するためのより包括的なアプローチを構築するべきである。
  - 自己資本合意は国際的に活動する銀行に焦点を当てるべきであるが、その基礎となる原則は、複雑さや高度化の水準が異なる銀行への適用にも適しているべきである。
  
5. 見直された自己資本の枠組みを構築するに当たって、**最低所要自己資本**の重要性は引続き認識される。これは枠組みの第一の柱である。当委員会は今回、第二の柱として金融機関の自己資本充実度と内部的な審査プロセスを**監督当局が検証すること**の重要性を強調する。第三の柱は、当委員会が近年その重要性を強調している、**市場規律の強化**の必要性である。当委員会は、これら三つの要素は、全て合わせて、実効的な自己資本の枠組みに不可欠な柱であると考えている。
  
6. **最低所要自己資本**については、当委員会は現行の自己資本合意を土台に策定しているが、これは大多数の銀行の所要自己資本を決定する「標準的」アプローチとして用いられることになろう。その作業に当たり、当委員会は自己資本合意の適用範囲を明確化するとともに拡大することを提案する。ソブ

リン向けエクスポージャーに対して適用されるリスク・ウェイトについては、当委員会は、現在のアプローチを、リスク・ウェイトの設定に外部の信用評価機関を用いるシステムに置き換えることを提案している。こうしたアプローチが、直接または間接に、また様々な程度で、銀行、証券会社及び一般事業法人に対するリスク・ウェイトにも適用されることが意図されている。この結果、信用度の高い企業向け与信のリスク・ウェイトが軽減されるとともに、特定の信用度が低いエクスポージャーに対して100%超のリスク・ウェイトが導入されることとなる。資産証券化に対応する新たなリスク・ウェイトの枠組みと、特定の種類の短期のコミットメントに対して20%の掛目を適用することも提案されている。

7. 一部の先進的な銀行については、当委員会は、内部格付に基づくアプローチが、監督当局による承認と定性的・定量的指針の遵守を前提に、自己資本賦課額を設定するベースとなり得ると考えている。当委員会は、（業界と協議のうえ）これらの問題を検討する予定であり、「標準的」アプローチの検討と同じ期間内に内部格付を用いた代替的なアプローチを開発することを目指している。これは、自己資本の賦課額を実際のリスクと統合的なものとする努力における重要な一歩になるものと当委員会は考えている。さらに将来を展望すれば、当委員会は、規制上の所要自己資本の計算におけるポートフォリオ・ベースの信用リスク・モデルの利用可能性に向けて、その発展を注意深くモニターしていく所存である。
8. 当委員会はまた、多くの重要な信用リスク削減手法の自己資本規制上の取扱いについても検討を行っている。このプロセスの一助とするために、クレジット・デリバティブ、担保、保証そしてオンバランスシート・ネットティングに関して健全で統合的なアプローチを検討するためのコメントを当委員会は求めている。
9. 現行の自己資本合意は、信用リスクと（トレーディング勘定の）マーケッ

ト・リスクのみに対して明示的な自己資本賦課を規定している。バンキング勘定の金利リスクやオペレーショナル・リスク等のその他のリスクも銀行業務の重要な側面である。したがって当委員会は、金利リスクが大幅に平均を上回る銀行のバンキング勘定の金利リスク、及びその他のリスク、主としてオペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の賦課方法を開発することを提案する。

10. 自己資本充実度の枠組みの第二の柱である**自己資本充実度に関する監督上の検証**は、銀行の自己資本のポジションが当該行の全体的なリスク・プロファイルおよび戦略と整合的となるようにすることを目指しており、したがって監督当局による早期介入を奨励するものである。監督当局は、規制上の最低自己資本比率を超えた自己資本を保有することを銀行に要求できるべきである<sup>3</sup>。この点は非 G10 諸国の監督当局との議論の中で強調された点である。さらに、新たな枠組みは、銀行の経営陣が内部的な自己資本評価プロセスを開発し、当該行に特有のリスク・プロファイルと管理環境に見合った自己資本の目標水準を設定することの重要性を強調する。こうした内部プロセスは、監督上の検証と、適切な場合には介入に服することになる。
11. 第三の柱である**市場規律**は、高水準の情報開示基準を推奨し、銀行に対して適切な自己資本を保有するよう働きかける市場参加者の役割を強化する。当委員会は自己資本の枠組みを強化するパブリック・ディスクロージャーの指針を本年中に公表することを提案する。
12. 将来を展望して、自己資本合意は金融技術革新とリスク管理実務の発展に対応していかなければならないと当委員会は考えている。当委員会の長期的な目標は、銀行が晒されているリスクをより正確に反映する柔軟な枠組みを開発することである。当委員会は自己資本充実度の枠組みをよりリスク感応

---

<sup>3</sup> 当委員会は各国における法制度の違いと、その結果この第二の柱を実施することから問題が生じる可能性のあることを認識している。

的にするための将来の方向性を検討する予定であり、これを如何にして行うべきかに関する意見を歓迎する。

13. 当委員会は、全ての関心がある主体からのコメントを 2000 年 3 月 31 日までに求めており、より具体的な提案を 2000 年中に示すことを計画している。



## 新たな自己資本充実度の枠組みに関する市中協議ペーパー

1. このペーパーは、新たな自己資本充実度の枠組みに関する当委員会の提案を呈示している。現行の自己資本合意の長所と弱点について、新しい合意に関する当委員会の目的とともに簡潔に論じられている。
2. 今日の急速に変化する世界には、広範な基盤を持つ柔軟な自己資本充実度の枠組みが必要である。当委員会は、こうした目的を達成するには、三本の柱、すなわち最低所要自己資本、自己資本充実度に関する監督上の検証、そして市場規律が最適であると考えている。これらの相互補完的な三本の柱は、それぞれ銀行業界全体及び個別行の財務の健全性の両者を監督するうえで必要であるが、いずれも実効的な銀行経営を代替することはできない。
3. リスクとリスク管理に焦点を当てることによって、新しい枠組みはますます複雑化する金融市場における技術革新によってもたらされる課題に対応していく潜在力を有する、と当委員会は考えている。更に詳細な当委員会の提案と今後見込んでいる作業については、当ペーパーの付属文書1～4に示されている。

### A. 現行自己資本合意の長所と弱点

4. 1988年の自己資本合意は、国際的に活動する銀行に対する自己資本の最低水準を設定し、そこに、オフバランスシートのエクスポージャーと銀行が低リスク資産の保有を止めないようにすることを一つの目的としたリスク・ウェイト方式を組み込んだ。当初の自己資本合意は主として信用リスクに焦点を当てたものであったが、その後マーケット・リスクに対応するよう改定されている。バンキング勘定における金利リスクや、オペレーショナル・リスク、流動性リスク、リーガル・リスク、レピュテーション・リスク等のその他のリスクは明示的には取上げられていない。しかしながら、暗黙裡に

は、現行の自己資本合意は定量化されないリスクをカバーするための一般的に認知された緩衝を包含した最低比率を設定することによって、こうしたリスクを考慮に入れていた。

5. 1988 年合意とその後の追加・改定は、国際的な銀行システムの健全性と安定性を強化することの一助となり、国際的に活動する銀行の間の競争上の平等性を高めた、と当委員会は考えている。自己資本合意の公表後、主として 1988～1992 年の移行期間中に、殆ど全ての国際的に活動する銀行における自己資本比率が大幅に上昇している。こうした傾向は、特に、高い自己資本比率を維持すべきとの市場からの銀行に対する圧力が増しているため、その後も一般的には続いている。多くの国における自己資本合意の広範な採用は、競争上の平等性という目的の達成に向けて貢献した。
6. しかしながら、現行の自己資本比率規制を用いて計算した銀行の自己資本比率が必ずしも銀行の財務状態を示す適切な指標ではないというところまで、過去 10 年間に金融界は大きく発展・進化した。資産をリスク・ウェイト付けする現行の手法は、主として信用リスクのエクスポージャーの程度が十分に測定されていないことから、借入先のデフォルト・リスクに応じて適切に差別化されておらず、せいぜい経済的なリスクの粗い指標でしかない。
7. 現行の自己資本合意について、もう一つの関連した、深刻化している問題は、銀行が規制上の所要自己資本額をアービトラージし、真の経済的リスクと自己資本合意の枠組みにより計測されたリスクとの差異を利用して利益を得ることができる点である。規制上の自己資本のアービトラージは、証券化の幾つかの形態を利用するなどの様々な手法で行うことが可能であり、それによって銀行のポートフォリオが信用度のより低い資産に集中することに繋がりがねない。
8. 最後に、取引の種類によっては、自己資本合意はリスク削減手法に対して

正当なインセンティブを与えない。例えば、担保に対しては最低限の自己資本軽減効果しかなく、また、自己資本合意は場合によって信用リスク削減手法の活用を抑制する仕組みになっている。

## B. 新たな枠組みの目的

9. 自己資本合意が市場の変化に従って進化しなければならないことは明らかである。したがって、当委員会は、以下の監督上の目的に焦点を絞った新しい包括的な自己資本充実度の枠組みに向けて作業を行っているところである。
  - 自己資本合意は引続き金融システムの安全性と健全性を促進すべきである。
  - 自己資本合意は引続き競争上の平等性を高めるべきである。
  - 自己資本合意はリスクに対処するためのより包括的なアプローチを構築すべきである。
  - 自己資本合意は国際的に活動する銀行に焦点を当てるべきであるが、その基礎となる原則は、複雑さや高度化の水準が異なる銀行への適用にも適しているべきである。
10. 自己資本合意は現在の国際金融の枠組みの礎である。そこで最優先される目標は国際金融システムの安全性と健全性を促進することである。十分な自己資本の緩衝が存在することがこの目標の中で中心的なものであり、当委員会は、現在の銀行システム内にある自己資本全体の水準が、新たな枠組みでは、少なくとも維持されるべきであると考えている。
11. 当委員会は、安全性と健全性の目標を達成するためには、新たな自己資本充実度の枠組みには上記のパラグラフ 2 に定義されている三本の柱がなければならないと考えている。1988 年の自己資本合意は最低所要自己資本を設定しているが、それは引続き新たな自己資本充実度の枠組みでも主要な柱となる。より最近になってから、当委員会は市場規律の価値を強調してきた。

当委員会は今回、一部の国においては明示的ないしは暗黙裡に存在していた監督上の検証の柱を明示的にすることにより、この枠組みをさらに前進させることとした。

12. 第一の柱に関しては、当委員会は現行の自己資本合意では信用リスクに対する自己資本賦課額を算出する手法が非常に高度化されているわけではなく、市場における急速な金融技術革新と金融取引の複雑さの増大によりその妥当性が低下してきていることを認識している。そこで、当委員会は、現在、自己資本合意をより信用リスクに感応的なものとするために、幾つかのアプローチの設定を進めている。こうした作業には、標準的アプローチとして用い得る修正・発展したルールを提案することが含まれる。当委員会は、それと同じ時間的枠組みの中で、銀行自身の内部格付に基いて、一部の先進的な銀行に対する最低所要自己資本を設定する代替的な手法を開発することを目指している。
13. 自己資本合意が最初に設定されたときには、主として信用リスクをカバーするための最低所要自己資本が対象とされた。賦課された自己資本がその他の種類のリスクをカバーしている限りにおいて、これらは信用リスクと比例的であることが実質的に仮定されていた。当委員会はここで、オペレーショナル・リスクや、金利リスクが平均を大幅に超えている銀行（“outlier”）のバンキング勘定の金利リスクといった、その他のリスクに対し明示的に自己資本を賦課することを提案する。そのような枠組みにおいては、より広い範囲の実際のおよび潜在的なエクスポージャーを正式に勘案することとなる。
14. 当委員会は金融部門における競争の便益を十分に認識しており、国際市場で業務を行う銀行についての平等な競争条件（level playing field）の概念を引続き支持している。しかしながら、当委員会は、各国の会計制度、税制、法律、及び銀行の構造の違いが各国の市場の間に避け難い違いを生じさせ、銀行監督上の規準のみでこうした違いの全てに対応できるわけではないこと

を認識している。そこで当委員会は、第二と第三の柱が、第一の柱で設定された最低所要自己資本を補完する機能を果たすと考えている。

15. 監督上の検証の柱に関しては、内部的な自己資本審査プロセスを開発し、当該銀行に特有のリスク・プロファイルと管理環境に合致する自己資本の目標値を設定することに、銀行経営陣の意識が向くように監督当局が働きかけるべきである点を当委員会は強調する。こうした内部的プロセスは、監督当局による検証と、適切な場合には介入に服することになる。
16. 当委員会はまた、監督当局は銀行システムの安全性と健全性を強化する梃子として実効的な市場規律を促進することに強い関心を有していると考えます。実効的な市場規律は、市場参加者が十分な材料に基いたリスク評価を行えるよう、信頼性のある適時の情報を必要とする。当委員会は、自己資本の水準、リスク・エクスポージャー、そして自己資本充実度の情報開示に関するより詳細な指針を本年中に公表することを計画している。
17. 当委員会は、所要自己資本を設定する基礎として健全な会計・評価実務が決定的に重要であることを認識しており、健全な実務を促進するよう、監督当局が全ての利用可能な手段を尽くすことを強く推奨する。多くの監督当局は、強制力のある規制を通じて会計と開示に関する規準を直接的に課す権限を有しているが、その他の当局は、健全な実務に関する提言を公表したり所管の当局と協調する等、より間接的なアプローチを採用するかもしれない。そこで当委員会は、こうした作業の一環として、貸出金の評価、貸倒引当金の設定及び信用リスクの開示に関する健全な実務についての指針<sup>4</sup>を作成しているところである。

---

<sup>4</sup> 「貸出金の会計処理、信用リスクの開示等についての健全な実務のあり方」、バーゼル銀行監督委員会（市中協議用に1998年10月に公表）。

## C. 適用範囲

18. 自己資本合意は、銀行グループ全体のリスクを捕捉するべきである。同時に、それはグループ内の個々の銀行の安全性と健全性を取扱うべきである。そのため、銀行グループの親会社である持株会社を、完全連結ベースで含むよう、自己資本合意を拡張することが提案されている。銀行グループとは、主として銀行業務を営んでいるグループであり、国によっては、単体の銀行として登録されているかもしれない。加えて、当委員会は、銀行グループ内の全てのレベルの国際的に活動する銀行に対し、完全連結ベースで自己資本合意が適用されることを明確化する。さらに、監督当局はグループ内のそれぞれの銀行が単独で十分な自己資本を保有していることを確実にすべきである。

19. 銀行は、他の金融業務、特に証券業と保険業に一段と進出してきている。このため、当委員会は、これらの分野への銀行の投資に対する自己資本規制上の取扱いを明確化する。当委員会はまた、重大な少数持分の投資に対する自己資本上の取扱いについてはこれを明確化し、過半数の資本を所有する事業会社への投資に対する自己資本規制上の適切な取扱いについては、市中の見解を求める。多角化した金融グループに関しては、当委員会は、保険・証券監督当局と共に自己資本充実度に関する基準を統合的にするための作業を継続する必要性を認識しており、金融コングロマリットに関するジョイント・フォーラムによって開発された手法<sup>5</sup>等の適用を支持するものである。

## D. 三本の柱

### 1) 最低所要自己資本

20. 最低所要自己資本は、引続き、規制上の自己資本の定義、リスク・エクス

---

<sup>5</sup> 「自己資本の充実度に関する諸原則」、金融コングロマリットに関するジョイント・フォーラム（1999年2月）。

ポージャーの測定値、およびそれらのリスクとの対比で自己資本の水準を特定する規準から構成される。自己資本の定義に関しては、現段階では、1988年のバーゼル合意で提示された既存の規準（1998年10月のプレス・リリースで自己資本の基本的項目<Tier 1>の定義を明確化）を維持する。規制上の自己資本とリスク・エクスポージャーの測定に関し、資本勘定中の剰余金を決定するうえで、資産・負債および関連する損益の現実的かつ慎重な測定をもたらす健全な会計・評価原則の重要性を当委員会は強調する。脆弱あるいは不適当な会計方針は、過大評価された現実的でない自己資本比率をもたらし、自己資本比率規制の有用性を損ねる。

21. リスク・エクスポージャーの測定値に関しては、銀行が取るリスクは以下の三つに分類される。すなわち、信用リスク（特にバンキング勘定の貸出から発生）、マーケット・リスク、およびその他のリスク（バンキング勘定の金利リスクや、オペレーショナル・リスク、流動性リスク、リーガル・リスク、レピュテーショナル・リスクを含む）である。当委員会では、これら三つの主要なリスク・カテゴリーのひとつひとつをより明示的にカバーするように新しい枠組みを拡大すべきであると考えている。
22. **信用リスク**に関しては、より包括的にリスクを取扱うとともによりリスクに感応的な自己資本賦課を行うとの目的を達成する方法は、検討を行う期間の長さや銀行および監督当局の技術力によって異なりうると当委員会は考える。当委員会では、最低所要自己資本を設定するための以下のアプローチ、すなわち、既存のアプローチの修正、銀行の内部格付の利用、ポートフォリオ・ベースの信用リスク・モデルの利用、について検討した。
23. 本市中協議ペーパーにおいて、当委員会は、信用リスクに関する既存のアプローチの修正を提言しているが、それは大多数の銀行の所要自己資本を計算する標準的アプローチとなる。このアプローチの枠内において、外部信用評価の利用は、一部の信用リスクを峻別する手段を与えてくれる可能性が

ある。当委員会は、付属文書 2 に示したソブリンや銀行、特定の企業向け債権や、特定の資産証券化債権等、様々なバンキング勘定資産のリスク・ウェイトを決定する際に、こうした評価の利用を容認することを提案する。銀行向け債権については、二つの選択肢が検討されている。ひとつは銀行が設立されている国に対する評価に基づくもの、もうひとつは銀行の格付そのものに基づくものである。さらに、当委員会では、より高いリスク特性を有する資産について、100%超の高いリスク・ウェイトの導入を考えている。

24. 当委員会は、外部信用評価機関の評価を規制上の自己資本比率規制のベースとすることを容認する前に、様々な検討が行われなければならないことを認識している。したがって、各国監督当局は、そうした評価機関が透明性、客観性、独立性、信頼性および実績の具備といった最低基準を満たしていることを見極める必要がある。

25. 一部の先進的な銀行については、当委員会では、内部格付に基づくアプローチを自己資本賦課額を決定するベースとすることができるであろうと考えている。当委員会では、銀行業界との協議を行いながら、こうしたアプローチに関する主要な論点を検討し、標準的アプローチの見直しと同じ時間的枠組みの中でこれを開発することを目指す所存である。当委員会は、今後作成される協議文書において、この提案についてのより詳細な分析を提示する予定である。

26. 内部格付を利用している一部のより高度な銀行においては、こうした格付（およびその他の要素）に基づく信用リスク・モデルが開発されている。こうしたモデルはポートフォリオ全体のリスクを把握するように設計されている。外部格付や内部格付のみをベースにしているアプローチには見られない重要な要素である。当委員会では、これらのモデルが一部の銀行のリスク管理システムとして利用されていることを歓迎するとともに、一部の監督当局がリスク管理システムの評価に利用していることを認識している。しかし、



利用可能なデータの存在やモデルの有効性等、数多くの問題があるため、現時点では、規制上の自己資本比率を設定するうえで、信用リスク・モデルが明示的な役割を果せる段階にはないことも明らかである。当委員会では、さらなる開発とテストの後に、それがどのように利用可能となるかを検証する予定であり、本件に関する進展を注意深くモニターして行く所存である<sup>6</sup>。

27. 最近のクレジット・デリバティブ等の信用リスク削減手法も、銀行のリスク管理を相当程度向上させることを可能とした。自己資本合意は、時として、所要自己資本を削減するものとして認識されるヘッジの種類や所要自己資本の削減額に制限を設けることにより、特定の形態の信用リスク削減策を優遇してこなかったかもしれない。また、信用リスクに対する不完全なプロテクション（期間ミスマッチ、資産ミスマッチ、ヘッジに関し将来発生する潜在的エクスポージャー）の取扱いも定まっていなかったため、国ごとに異なる取扱いが発生した。当委員会では、付属文書 2 で議論されているように、クレジット・デリバティブや担保、保証、オンバランスシート・ネットティングを包括する信用リスク削減手法に対するより整合的、経済学的なアプローチを提案する。

28. 当委員会は、債権のマチュリティは、当該債権が銀行に対して与える信用リスク全体を決定するうえでの一要素であることを認識している。当委員会は、現時点では、極めて限定的なケースを除き、債権のマチュリティを自己資本比率規制上考慮することを提案しない。しかし、当委員会では、エクスポージャーの信用度をより厳密に峻別する方法を探求する作業を進める中で、より明確にマチュリティを信用リスクの評価に取入れていく方法を検討する予定である。

29. 当委員会は、自己資本合意のマーケット・リスク部分についても、バンク

---

<sup>6</sup> 「信用リスク・モデル 現状とその活用」、バーゼル銀行監督委員会（1999年4月）を参照。

ング勘定とトレーディング勘定の取扱いの整合性を高めるとともに、トレーディング勘定に対する所要自己資本の適切なカバレッジを確保するために、どのような変更が必要か検討することとしている。当委員会では、また、トレーディング勘定とバンキング勘定の取扱いの両方の文脈で、「レバレッジの高い業務を行う機関」に関する最近の 2 つのペーパー<sup>7</sup>で示されている提言をフォロー・アップする方法を検討することとしている。

30. 当委員会のオペレーショナル・リスクに関するペーパー<sup>8</sup>は、非公式のサーベイ結果を含んでいるが、そこでは**信用リスクやマーケット・リスク以外の、例えば、オペレーショナル・リスク等**、最近、幾つかの重大な銀行問題の核心となったリスクに対する重要性の認識が高まっていることについて強調している。当委員会では、そうしたその他のリスクに対する所要自己資本の賦課方法を開発することを提案する。現在、検討中の提案の中には、収入ないし費用、総資産等の事業活動の状態に関する測定値、ないしは、将来的には内部測定システム等をベースに所要自己資本を賦課する方法や、個々の業務系統を評価するために用いられる共通の尺度に基づいて高いオペレーショナル・リスクを伴う業務に対しては差別的な賦課を行う方法が挙げられている。キャピタル・アービトラージの可能性やそのことによって生じるリスク管理の改善に対する負のインセンティブ、そして特定の種類の銀行に対する所要自己資本のインパクトには特段の注意が払われる必要があるだろう。オペレーショナル・リスクに関する管理プロセスや内部測定方法の質の高さ（integrity）といった定性的要素が考慮されるべきであろう。当委員会では、考え得る具体的な方法について金融業界との議論を期待する。

31. さらに、当委員会は、銀行のリスク・プロファイルや市場の状況によって、

---

<sup>7</sup> 「銀行と、レバレッジの高い業務を行う機関との取引」および「銀行と、レバレッジの高い業務を行う機関との取引に関する健全な実務のあり方」、バーゼル銀行監督委員会（1999年1月）。

<sup>8</sup> 「オペレーショナル・リスク管理」、バーゼル銀行監督委員会（1998年9月）。

一部のバンキング勘定内の金利リスクが非常に大きくなることを以前から認識していた。したがって、当委員会では、金利リスクが平均値を相当程度上回る銀行（“outlier”）の、バンキング勘定における金利リスクに対する所要自己資本の賦課方法を開発することを提案する。当委員会は、outlier の定義及びバンキング勘定における金利リスクの計測手法には、なにがしかの各国裁量が必要であろうと認識している。同時に、当委員会の 1993 年の「銀行の金利リスク測定フレームワーク」<sup>9</sup>に関するペーパー中で言及されている、outlier である銀行を識別する手法の進展状況を、当委員会としては吟味していくことを考えている。当委員会では、所要自己資本の賦課方法（各国裁量をどのように認めるかを含む）について、監督当局の検証に服することを条件に内部測定システムを利用することも含め、検討し、金融業界からのコメントを求める予定である。

## 2) 自己資本充実度に関する監督上の検証

32. 当委員会は、監督上の検証を、国際的に活動する銀行に対する自己資本の枠組みの不可欠な一部として、また最低所要自己資本と市場規律という柱を補完するものとして、明示的に認識している。監督当局が銀行の自己資本のポジションを検証する目的は、そのポジションが当該銀行全体のリスク・プロファイルと戦略に整合的であることを確保することであり、その自己資本が十分にリスクに対する緩衝を提供しない場合に早期の介入を可能とすることである。このプロセスは、以下の 4 つの基本的で補完的な原則に基づいている。

- 監督当局は銀行が規制上の最低自己資本比率以上の水準で活動することを期待しており、最低水準を超過する自己資本を保有することを要求する能力を有しているべきである。
- 銀行は、自己資本の水準を維持する戦略に加えて、自行のリスク・プロファイルに照らした全体的な自己資本充実度を審査するプロセス

---

<sup>9</sup> 「銀行の金利リスク測定フレームワーク」、バーゼル銀行監督委員会による市中協議のための提案（1993 年 4 月）。

を有しているべきである。

- 監督当局は、各銀行の内部的な自己資本充実度の審査・戦略及び自己資本比率規制の遵守状況を検証し評価すべきである。
- 監督当局は自己資本が健全な水準以下に低下することを防止するために早期に介入することを目指すべきである。

33. 当委員会は全ての国際的に活動する銀行に対し、自らの自己資本充実度を評価する実効的な内部プロセスを持つことを期待する。銀行はこの努力を行うにあたり、リスクの主観的な計測値、厳格な資本配分手法、及び内部モデルを含む様々な技術を用いることができよう。当委員会はまた、実際の自己資本の水準や構造に関する銀行の判断は、暗黙裡ないしは明示的な規制に関する期待や、同規模他行との比較、市場の期待やその他の定性的要因を含む、経営判断に基づく考察を引続き大幅に反映するであろう、とも認識している。選好する手法の如何に拘らず、各銀行は内部で設定した自己資本の目標値が十分に根拠があることを示せなければならず、自行の仮定を支持するための堅確で適切なストレス・テストのプロセスを有しているべきである。

34. 監督当局は、オンサイトの検証、オフサイトでの監視、及び内部・外部監査人の作業の検証を通じて、現在でも銀行の自己資本充実度を検証し、評価している。当委員会はまた、監督当局が銀行の内部的な自己資本充実度の審査を検証し、銀行自身が設定した自己資本の目標値について議論することを期待する。銀行の包括的な自己資本充実度を評価するにあたり、監督当局は当該銀行のリスク選好度とリスク管理の実績、銀行が業務を行っている市場の性質、収益の質・信頼性及び変動性、健全な評価・会計基準の遵守状況、業務の多様性、そして国内・国際金融市場における相対的重要性を含む、様々な要素を考慮しなければならないだろう。

35. 全ての監督当局はまた、自己資本水準の低下により業務上のショックに銀行が耐えられるかどうか疑問視される場合に、それを識別し、銀行に介入

する手法を有しているべきである。早期介入の必要性は、多くの銀行の預金債務が短期である一方、多くの銀行資産が相対的に長期で非流動的であること、及び銀行が迅速に自己資本を調達する手段が限られていることから生ずる。

36. もちろん、こうした監督プログラムは、殆どの銀行監督当局にとって重大な資源上のインプリケーションを持ち、この作業を実施するのに必要となる監督当局の人員の数と技術水準が考慮に入れられるべきであろう。また、こうした監督プログラムは、国際的に活動する銀行のリスク・プロファイルを評価するため、そして国境を超えた基準の共通性を確保するために、銀行監督当局間の緊密な協調を必要とする。

37. 当委員会は、これらの目標の達成に向け、銀行、監督当局双方の進歩を歓迎する。このことに関し、当委員会は以下の分野で将来の作業の可能性があると考えている。

- ・ 銀行の包括的なリスク・プロファイル、自己資本充実度、及び最低水準以上の自己資本を保有すべき水準を審査するうえで考慮すべき要素をより詳細に識別すること。
- ・ 現行のアプローチやさらなる内部の検討作業、市中協議プロセスにより得られるフィードバックを参考にして、銀行の所要自己資本とリスク・プロファイルをより直接的に対応させる方法を検討すること。
- ・ 銀行が最低水準を上回る自己資本を保有するよう促し、自己資本水準が低下しているときに介入するために監督当局が用いることのできる様々な手法を示すこと。
- ・ 監督当局がオプション的に用いる指標として、オフバランスシート・ポ

ジション調整後の総資産に対する Tier 1 自己資本の比率といった補完的で単純な自己資本比率の活用、ないしは他の単純な尺度を検討すること。

### 3) 市場規律

38. 市場規律は、潜在的に、銀行および金融システムの安全性と健全性を促進するための自己資本規制やその他の監督上の努力を強化する。市場規律は、銀行に対し安全で健全かつ効率的に業務を行う強いインセンティブを課す。また、銀行のリスク・エクスポージャーから生じる潜在的な将来損失に対する緩衝として高い自己資本を維持するインセンティブも与える。当委員会は、監督当局が、銀行システムの安全性・健全性を強化する手段として効果的な市場規律を促進させることに強い関心を有していると考えている。

39. 当委員会のペーパー「銀行の透明性の向上について」<sup>10</sup>では、市場において健全でうまく経営されているとみなされる銀行が、リスクが高いとみなされる銀行よりも、投資家、債権者、預金者、およびその他の取引相手と、より有利な取引条件を獲得する傾向があることについて議論している。銀行の取引相手は、よりリスクを抱えている銀行に対して、より高いプレミアムや追加的な担保、その他の取引や契約関係上の安全手段を要求する。こうした市場の圧力は、銀行が資金を効率的に配分することを促進し、システム全体のリスクの封じ込めに役立つ。

40. 当委員会は、銀行の金融市場に対する依存度や資本構造が異なり、その結果、市場規律の潜在的な力が国内外で異なっていることを認識している。実効的な監督上の枠組みと適切なパブリック・ディスクロージャーは不可欠ではあるが、市場規律のためのあらゆるインセンティブが適切に存在するようにすることは、銀行監督当局の権限ではない。例えば、預金を完全に保証されているために全くリスクを負っておらず、それゆえ規律を課す動機を持たない預金者からは、銀行は市場規律を受けないかもしれない。しかしながら、

---

<sup>10</sup> 「銀行の透明性の向上について」、バーゼル銀行監督委員会（1998年9月）。

如何なる国際的に活動する銀行であっても、市場と一般市民の判断から完全に遮断されることを期待できるものではない。

41. 実効的な市場規律は、取引相手が十分にリスク評価ができるような信頼性および適時性のある情報を必要とする。銀行は、損失の緩衝として保有している自己資本に係るすべての主要な性質や、損失をもたらし得るリスク・エクスポージャーに関する情報を、公けにかつ適時に開示すべきである。このことによって、市場参加者は、銀行が支払可能な状態を維持する能力を評価できる。こうした情報は、最低限、年次の財務報告書で開示されるべきであり、また銀行の財務状況や実績、業務活動、リスク・プロファイル、およびリスク管理活動に関する詳細な定量的・定性的情報を含むべきである。
42. 当委員会は、銀行監督当局が開示基準を設定する法的権限は各国間で異なることを認識している。多くの監督当局が強制的な規制を通して直接的に開示要件を設定する権限を有しているが、その他の監督当局は、健全な実務に関する提言を公表するなど間接的なアプローチを用いるかもしれない。
43. 現在、当委員会は、市場参加者とのインタビューを実施し、大規模で国際的に活動している銀行の実際の開示の実務を検証している。当委員会は、こうした問題を調査しているその他の団体と連携して、自己資本の枠組みにおける第三の柱を強化することを企図した、パブリック・ディスクロージャーに関するより包括的な指針を作成することを提案する。

## **E. 自己資本合意の対象範囲**

44. 1988年の自己資本合意はG10諸国の国際的に活動する銀行向けに設計されたものであった。その後自己資本合意は世界中で採用・適用され、多くの国において国際的に活動する銀行だけでなく、完全に国内的な銀行にも適用されている。100カ国以上が自己資本合意を採用しており、世界中の健全性

規制がより統合的になってきている。

45. 新しい自己資本合意の焦点は今回も国際的に活動する銀行であるものの、三つの柱に具体化されているその原則的な考え方は、一般的に、どこの法域のどの銀行であっても適用可能である。それぞれの状況は十分に勘案されるべきである。例えば、多くの非 G10 諸国は、マクロ経済レベルでより大きな変動を示している。さらに、監督当局は、自己資本合意に示されている不可欠な前提条件が満たされているかどうか（例えば健全な会計原則・実務が備わっているか）を慎重に検討する必要がある、必要な場合には適切な措置を採らなければならない。個別銀行の状況（例えば、規模、多角化、リスク管理システム、リスクの度合い）と監督当局の状況（監督上の検証に利用可能な資源等）は、全て、何時、如何に個別国で自己資本合意を適用できるかに関係する事柄である。
46. 経済状況の大幅な変動に晒されている国の監督当局は、より高い所要自己資本を設定することを検討すべきである。一部の監督当局は、既にそうした環境を勘案して実際により高い所要自己資本を銀行に賦課している。
47. 当委員会は、世界中の銀行の安全性は監督当局が自己資本合意の三つの柱を完全に実施し、実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則<sup>11</sup>を採用することにより最も良く達成されると考えている。その見返りとして、これによって当該国が首尾よく世界経済と結び付き、国際的な資本フローの便益を獲得する展望が強まろう。当市中協議ペーパーを準備する過程で、多くの非 G10 諸国の監督当局の協力、特に最近の金融危機から得られた自己資本充実度に関する教訓、に対して、当委員会は謝意を表明する。
48. 当委員会は、急速に進化する金融市場と金融機関を前に、銀行システムの

---

<sup>11</sup> 「実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則」、バーゼル銀行監督委員会（1997年9月）。



安全性と健全性を促進することに関心を持つ全ての主体にとって可能な限り有益な新しい自己資本合意を開発したいと思っている。したがって、当委員会は、証券監督者国際機構（IOSCO）、保険監督者国際機構、金融安定化フォーラム、金融コングロマリットに関するジョイント・フォーラムおよびその他の団体をはじめとする世界中の銀行監督当局やその他の監督当局と、引続き緊密に協調していく所存である。

## F. 次のステップ

49. 当ペーパーは市中協議用に公表されるものである。コメントは、2000年3月31日までに、関係する各国の監督当局と中央銀行、またはバーゼル銀行監督委員会（住所：The Basel Committee on Banking Supervision, Bank for International Settlements, CH-4002 Basel, Switzerland; ファックス：41-61-280-9100、電子メール：BCBS.Capital@bis.org）に提出されたい。
50. 当委員会は、最近、当市中協議ペーパーを補完する目的で信用リスク・モデリングに関するペーパーを公表した。また、内部格付に関するもの等、さらなる市中協議ペーパーを公表する予定である。当委員会は、これらのペーパー全てに対するコメントと、本ペーパーに示されている将来の作業を受けて、全体の枠組みを包括するより具体的なペーパーを2000年中に公表する予定である。

## 新たな自己資本充実度の枠組みに関する市中協議ペーパーへの付属文書

### 付属文書 1 . 当合意の適用範囲

1. 1988 年の自己資本合意は国際的に活動する銀行に対し、「銀行及び金融業務を営む子会社を含む連結ベース」で適用することを意図していた。自己資本合意を連結ベースで適用することの主要な目的は、あるグループに所属する銀行が発行した資本を同じグループ内の企業が保有することにより生じるダブル・ギアリングを除去することにより、子会社を有する銀行の資本の質の高さ（integrity）を維持することにあった。当委員会は、自己資本合意を連結ベースで適用することが銀行システム内の資本ベースの質の高さ（integrity）を維持するための最善の方法であるとの見解を再確認する。当委員会は、また、「所有構造によって、銀行の自己資本ポジションが弱体化したり、銀行がグループ内の他の組織から発生したリスクに晒されたりすべきでない」と懸念し、こうした観点から動向を検証していくと表明していた。
2. 年を追って、複雑な所有構造の増加とともに、自己資本合意の適用範囲を決めるうえで、特に適用されるべき連結のレベルに関し、各国で様々な実務が出来上がってきた。さらに、銀行は、他の金融業務、特に証券業と保険業に一段と進出してきた。これらの非銀行企業への投資が連結されていない法域では、自己資本規制上の取扱いは多くの場合区々となっている。

#### A . 連結を行うレベル

3. これらの懸念に対処するため、当委員会は、自己資本合意の適用範囲を拡大することによって銀行グループ全体のリスクを捕捉することを提案する。そのために、銀行グループの親会社である持株会社を、完全連結ベースで含むよう、自己資本合意を拡張することが提案されている。銀行グループとは、主として銀行業務を営んでいるグループであり、国によっては、単体の銀行

として登録されているかもしれない<sup>12</sup>。同時に、当委員会は、銀行グループ内の国際的に活動する銀行に対し、全てのレベルで、同じく完全連結ベースで、自己資本合意が適用されることを明確化する（当セクション最後の例示図を参照）。

4. 自己資本規制を銀行グループ全体に適用することにより、自己資本を過剰にレバレッジする機会が減り、銀行グループ全体にとって十分な自己資本があることが確かなものとなる。しかしながら、当委員会は、損失の吸収に自己資本が即座に利用可能であることを確実にしてグループ内の個々の銀行の預金者を保護する観点からみて、最も高いレベルでの適用だけでは不十分と考えている。グループ内でリスクが存在する部分に適切な自己資本を保有することにより、リスクが伝播する範囲は制限される。銀行グループの最上位レベルより下の全ての国際的な活動を行っている銀行に対して子会社の連結ベース（sub-consolidated basis）で自己資本合意を適用することは、必要な部分に十分な自己資本が存在することを確実にするうえで不可欠である。さらに、監督当局はグループ内のそれぞれの銀行が単独で十分な自己資本を保有していることを確実にすべきである。
5. 完全な連結への代替として、個別（stand-alone）銀行（すなわち、子会社の資産・負債を連結しないベース）への自己資本合意の適用は、全ての子会社及び重要な少数持分への投資額が当該銀行の自己資本から控除されていれば、同様の効果をもたらす。現時点の規制でこれらが要求されていない国については、子会社の完全な連結（sub-consolidation）ないしは代替策としての全額控除付の個別（stand-alone）ベースの適用には、3年間の移行期間を設けることを提案する。

---

<sup>12</sup> 銀行グループの親会社である持株会社には、その親会社である持株会社があるかもしれない。構造によっては、この親会社である持株会社は銀行グループの親会社とは見られず、パーゼル合意の対象とならないかもしれない。

## B. 子会社及び他の金融活動

6. 一般的に、全ての銀行活動 それは国によっては銀行ないしは銀行グループ内で行われている証券業やその他の金融業務（例、リース）を含むよう定義されているかもしれない が、自己資本規制上は国際的に活動する銀行ないしは銀行グループの連結範囲に含まれるべきである。過半数の資本を所有しているないしは支配力を及ぼしている銀行及び証券会社（証券業務が銀行業務とされている場合）は、一般的には連結の範囲に含まれるべきである<sup>13</sup>（当付属文書最後の例示図を参照）。過半数の資本を所有している銀行及び証券関連の子会社で、自己資本規制上、連結されないものがある場合には、これらの企業に対する当該グループからの資本投資は控除され、資産と第三者からの資本投資は取除かれる（すなわち、非連結される）べきである<sup>14</sup>。銀行グループの自己資本充実度を評価する際に、グループの投資の簿価を全額控除することで、資本の二重計上のリスクを避けられる。
7. 銀行グループに、過半数の資本を所有しているないしは支配力を及ぼしている保険子会社が含まれている場合、自己資本合意の規制が保険リスクに対応することを明確に意図しているわけではないことから、これらは一般的には控除を通じて連結範囲から除外されるべきである。保険会社や証券会社に対する投資を控除する代わりに、銀行監督当局は、金融コングロマリットに関するジョイント・フォーラムにおいて銀行・証券・保険監督当局が開発した原則と手法<sup>15</sup>に沿って、資本の二重計算を除去する代替的手法を適用してもよい。

---

<sup>13</sup> 持分が50%未満であっても企業に対する支配力を持つことはあり得る。

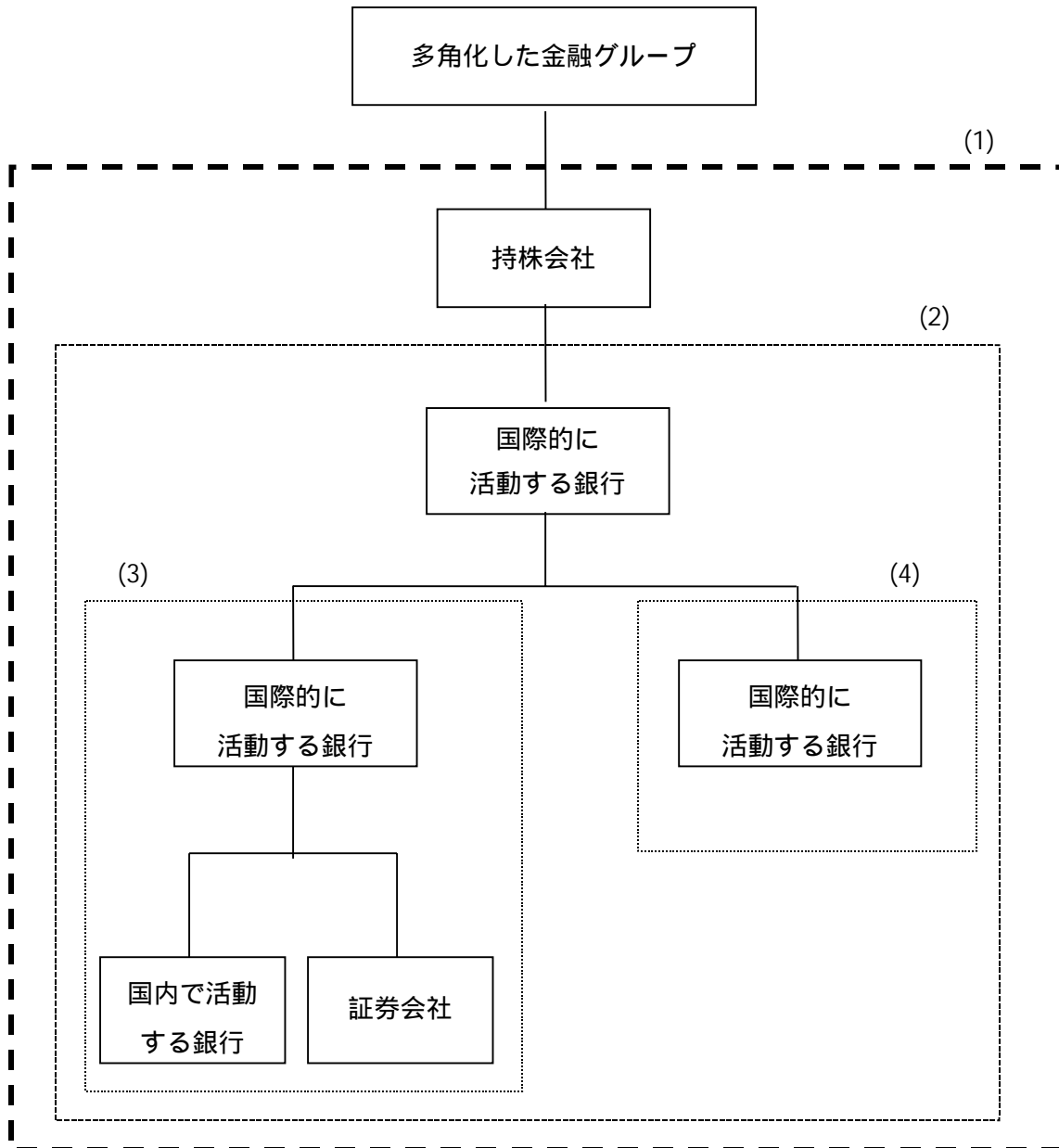
<sup>14</sup> グループの自己資本比率が8%である場合、資本投資に1250%のリスク・ウェイトを付与することと、全額控除することとは同値である。

<sup>15</sup> 上記脚注5参照。

8. 規制対象金融機関に対する重大な少数持分の株式投資で、支配力が及んでいないものは、一定の条件の下で比例連結、ないしは株式投資の控除により自己資本から除外されるべきである。当委員会は、規制対象外の金融機関への同様の投資に関する自己資本規制上の取扱いについて検討中である。少数持分投資が重大と考えられるようになり、したがって比例連結ないしは控除されることとなる比率は、各国の会計上ないしは規制上の実務、またはその両方で決められることとなる。当委員会は、銀行自己資本の持合いによって銀行の資本ポジションを人為的に膨らませることは自己資本充実の目的では認められるべきではない、との1988年合意で示された見解を再確認する。
9. 国によっては、銀行グループに過半数の資本を所有していないしは支配力を及ぼしている事業子会社が含まれるが、その他の国では、銀行による非金融子会社への投資は論点とはならない。当委員会は、重大な事業会社への投資に対応する銀行のリスクを、自己資本規制上、どのように健全に取扱えるかを検討中である。
10. 自己資本合意は銀行のリスクを念頭に置いているが、コングロマリット全体の自己資本充実度の評価を改善するには銀行・証券・保険監督当局の自己資本規制を統合的にする努力の継続が必要なことを、様々な業務を営む多角化した金融グループの展開が示している点を当委員会は認識している。多角化した金融グループのレベルでは、監督当局は金融コングロマリットに関するジョイント・フォーラムにより開発された原則と手法を適用することが推奨される。
11. 金融・非金融に跨る混合された業務の中で、ないしは主として非銀行業務を行う金融グループで銀行業務が営まれている場合には、監督当局は、例えば銀行（ないしは銀行持株会社）よりも上位のレベルで発行された資本をレバレッジすること等により、バーゼルの規制が迂回されないことを確実にするようにすべきである。監督当局は、また、そのような状況にある場合、子

会社の連結（sub-consolidation）レベルでの適用を通じて、銀行業務が適正に自己資本合意に服していることを確実にするべきである。当委員会は、そのような混合グループ内の資本の全体的な水準と配分がリスクに見合うものであり、グループ内の他の部分で発生するリスクが適切に考慮されることを確実にするために、銀行・証券・保険監督当局間の協調が必要であることを強調する。

### 合意の新適用範囲の例示図



(1) 主として銀行業務を営んでいるグループの境界線。自己資本合意はこのレベルにおける連結ベースで、すなわち、持株会社レベルまで適用される（本文 23 ページ、パラグラフ 3 を参照）。

(2)、(3)、(4) 自己資本合意はまた、より下位レベルでも国際的に活動する銀行全てに対し、連結ベースで適用される。完全な連結への代替として、3 つの国際的に活動する銀行全てに対し、子会社への投資を全額控除した上で、個別ベースで合意を適用しても、同じ結果が得られる。

## 付属文書 2 . 第一の柱：最低所要自己資本

### A . 自己資本の構成要素

1. 自己資本の構成要素に係る当委員会の定義は、1998 年の自己資本合意に述べられている（1998 年 10 月 27 日に発出された「自己資本の基本的項目（Tier 1）としての発行が適格な資本調達手段」に関するプレス・リリースにおいて明確化）。当委員会は、現段階において自己資本の定義に更なる修正を加えることは提案しない。

### B . バンキング勘定の取扱い：標準的アプローチ

2. 当委員会は、バンキング勘定に含まれる資産のリスク・ウェイト付けについて、外部信用評価をより広範にとり入れた新たな標準的アプローチを提案する。現行の自己資本合意においては、こうした外部信用評価の利用はトレーディング勘定の一部の項目に厳密に限定されている。当委員会は、こうした信用評価への依存には一定の困難が伴うことを認識している。また、自己資本合意において外部評価の利用を拡大することに伴い、評価機関自身に対するインセンティブや結果的な影響についても懸念はある。こうしたことから当委員会は、各国監督当局に対し、銀行が外部信用評価に基づいて資産を有利なリスク・ウェイトのカテゴリーに機械的に分類することを認めないよう提案する。むしろそうしたことを行い得るのは、評価の根拠や手法の質について銀行自身および監督当局が満足している場合に限られるべきである。銀行は、特定の評価メカニズムを一貫して用いなければならず、異なる評価の中から有利なものを選択（cherry pick）すべきではない。

#### 1) ソブリン向け債権

3. 現行の自己資本合意においては、ソブリン向けおよび中央銀行向け債権は、当該国が「OECD 諸国」であるか否かによって異なるリスク・ウェイトが適



用されている。同様に、銀行向け債権も、債務者が「OECD 諸国」内に設立されているか否かによって異なるリスク・ウェイトを付される。現行自己資本合意における「OECD 諸国」とは、全 OECD 加盟国、および、国際通貨基金の一般借入取極（General Arrangement to Borrow）に関連して同基金と特別な貸付取極を締結している国で、かつ過去 5 年間に対外公的債務のリスケジュールを行っていない国が含まれる。本アプローチが採用された当時、当委員会は、純粋にデフォルト・リスクを考慮すれば優遇に値しない国が優遇されるグループに加えられる一方、潜在的には信用度が高い「OECD 諸国」外の国が優遇グループに加えられないといったことが起こり得るとの明白な欠陥を認識していた。しかしながら、OECD / 非 OECD のアプローチは、その採用当時においては、リスク・ウェイト上の優遇に値する国を識別する手法として最も適切な手法であると判断された。

4. 当委員会は、このアプローチの問題点に対処する方法について何度か協議を行ってきた。今日に至り、当委員会は、ソブリン向けおよび中央銀行向け債権につき、現行のアプローチに代えて、一定の要件を満たす外部信用評価機関が行った評価結果に照らして設定したリスク・ウェイトを適用することを認める方式を採用するよう提案する。このアプローチの下では、例えば、最高の信用度を有すると認められたソブリン（および同国の中央銀行）に対するリスク・ウェイトはゼロとすることができる。一般的に、当該ソブリンの長期外貨建債務の信用評価が用いられるべきである。
5. 上述のとおり、当委員会は、信用評価機関の利用については幾分の留保がある。特にソブリンの格付については、対象が超プライム国である場合を除けば、格付機関の経験は未だ限られており、実績も一様ではない。また、ソブリンの格付には、個々の国の金融インフラストラクチャーの充実度（弱い銀行システムによる偶発的な債務や銀行監督の適切性等）がいつも適切に反映されてきたか明らかではない。これらの理由により当委員会は、例えば G10 諸国の輸出保険機関など、同様の信用評価機能を果たす他の機関をも利用す

ることを提案する。当委員会は、様々な信用評価を利用するに当たって、慎重なアプローチを開発する所存である。

6. 当委員会は、様々な外部信用評価機関が用いている信用分析手法や格付用語がそれぞれ異なることを認識しており、自己資本規制の枠組みの中で如何にこれらを一貫性をもって用いることができるかを引続き検討していく所存である。現段階では、当委員会は以下のアプローチを提案する。ゼロ・ウェイトのカテゴリーに分類され得るのは最も信用度の高いソブリンのみに限られる。例えば、格付機関のひとつであるスタンダード&プアーズ社が用いている手法においては、最低 AA - の格付を得ているソブリンがこれに該当する<sup>16</sup>。A+から A - に格付けされた国に対する債権には 20%のリスク・ウェイトが適用できる。BBB+から BBB - に格付けされた国に対する債権には 50%のリスク・ウェイトが適用できる。BB+から B - に格付けされた国、および格付を取得していない国は 100%のリスク・ウェイトが適用される。B - よりも低く格付けされた国に対する債権は 150%のリスク・ウェイトが適用される。以下のパラグラフ 30 においては、本アプローチの下で様々な信用度評価が如何に用いられるかが例示されている。

7. 自国通貨建ての、自国通貨で調達された自国政府（ないし中央銀行）向けエクスポージャーには例外的な取扱いを適用できる。各国監督当局は、適当と認められた場合には、こうしたエクスポージャーに適用するリスク・ウェイトを引下げることができる。この裁量が行使された場合には、他の監督当局は監督下の銀行に国内銀行と同様のリスク・ウェイトを適用することを認めてもよい。

---

<sup>16</sup> 本ペーパーでは、大部分においてスタンダード&プアーズ社の信用格付けを例としてのみ用いている；こうした例は、同様に、ムーディーズ社や Fitch IBCA 社、あるいはその他の会社の格付構造を用いることもできるものである。本ペーパーの各所に用いられている格付は、したがって、外部信用評価機関に係る当委員会の選好や決定を意味するものではない。何れの外部信用評価機関であっても、パラグラフ 29 に述べる厳格な適格性基準を満たさなければならない。

8. 当委員会はまた、ソブリン向け債権には当該国の中央銀行向け債権が含まれ、国際決済銀行には何れの信用評価アプローチを用いた場合でもソブリン向けに適用される最も低いリスク・ウェイトが適用されると考えている。
9. 当委員会は、ソブリンが自らの金融・経済情勢について十分な情報を提供していない場合、銀行は当該ソブリン債務者に対する外部信用評価を用いるべきではないと考える。したがって、100%より低いリスク・ウェイトを適用されるためには、ソブリンは IMF の特別データ公表基準 (SDDS) に賛同しなければならない、というのが当委員会の考えである。SDDS は、経済・金融統計の公表 (国際金融市場への公表を含む) に関して参加国が従うべき基準を示している。当委員会では補足的なディスクロージャーの要請も検討する。

## 2) 銀行向け債権

10. 現行の自己資本合意においては、OECD 諸国の銀行向けの全債権および OECD 諸国外の銀行向けの短期債権 (すなわち 1 年以下) には 20% のリスク・ウェイトを適用することが認められている。OECD 諸国外の銀行向け長期債権には 100% のリスク・ウェイトが適用される。ソブリンに係る現行のアプローチに代えて、上記に概説したように外部の信用評価を用いるアプローチを導入した場合には、銀行向け債権に対する現行のアプローチは最早適当ではなくなる。この問題に対処するため、当委員会は二つの主な選択肢を検討した。その何れか一方が用いられるべきか、あるいは各国の裁量により何れを用いることをも可とすべきかについて、意見が求められる。
11. 第一の選択肢は、銀行向け債権に対し、その設立国のソブリンに適用されるリスク・ウェイトを基準として、自己資本合意を改訂するというものである。銀行に適用されるリスク・ウェイトは、ソブリンに適用されるものより

も一段階高いものとなるであろう<sup>17</sup>。例えば、ソブリン向け債権のリスク・ウェイトが 20%であれば、当外国銀行向け債権には 50%のリスク・ウェイトが適用される。リスク・ウェイトの上限は 100%とするが、格付の最も低い国（例えば、スタンダード&プアーズ社の手法において B - 未満）の銀行向けの債権には最高 150%のリスク・ウェイトが適用される。こういった目的で用いられるソブリンのリスク・ウェイトには、自国政府ないし中央銀行向けの自国通貨建貸出に適用することのできる特例措置は含まれない。

12. 第二の選択肢は、外部信用評価機関が当該銀行に付与した格付を直接用いるというものである。格付を取得していない銀行を含め、殆どの銀行に対する債権は 50%のリスク・ウェイトを適用される。しかしながら、信用度が非常に高い銀行向け債権（例えば、スタンダード&プアーズ社の手法において AAA から AA - ）は 20%、格付が BB+から B - の銀行向け債権は 100%、B - 未満の銀行向け債権は 150%のリスク・ウェイトを適用される。原契約期間の短い（例えば 6 か月未満の）銀行向け債権（最も低い格付の銀行を除く）には、当該銀行向け債権の通常のリスク・ウェイトより一段階低いリスク・ウェイトが適用される。例えば、ある銀行向け債権のリスク・ウェイトが 50%であった場合、当該銀行向けの短期債権のリスク・ウェイトは 20%となる。銀行向け債権のリスク・ウェイトの下限は 20%であり、如何なる場合も銀行向け債権のリスク・ウェイトが当該国のソブリン向け債権のリスク・ウェイトを下回ることはできない。

13. 何れの選択肢を採る場合も、銀行向け債権のリスク・ウェイトが 100%を下回るのは、当該国の銀行監督当局が「実効的な銀行監督のための基本原則」に示された 25 の原則を実施しているか、採択し、実施に移しつつある場合

---

<sup>17</sup> 欧州裁判所の解釈によれば、ローマ条約第 6 条は、国籍を直接・間接の根拠として個人や企業を差別することを禁じている。したがって、ローマ条約の要請との整合性を確保するために、欧州連合（EU）加盟国は、現在（本協議用ペーパー公表時点）の EU 加盟国内で設立されている銀行に対する全ての債権が、その設立されているのがどの EU 加盟国であるかを問わず平等なベースで取扱われるようにする規制を導入することができる。

に限られる。

14. 現行の自己資本合意に定義されている国際開発銀行には、引続き 20% のリスク・ウェイトが適用される。

### 3) 中央政府以外の公共部門向け債権

15. 当委員会は、公共部門 (PSEs) 向け債権を一般に当該国の銀行向け債権と同様に扱うことを提案する。しかしながら、各国監督当局は、自国の公共部門に対する債権を自国のソブリン向け債権と同様に扱うことができる。この裁量が行使された場合、他国の監督当局は、自国銀行の当該国公共部門向け債権に同様のリスク・ウェイトを適用することができる。

### 4) 証券会社向け債権

16. 当委員会は、自己資本合意において銀行に課されているのと類似の規制・監督体制 (特にリスク・ベースの自己資本規制を含む) の下にある証券会社向け債権は、一般に銀行向け債権と同様の扱いとされるべきことを提案する。
17. 証券会社向け債権のリスク・ウェイトが 100% を下回ることが認められるのは、IOSCO の定めた証券規制の 30 の目的と原則<sup>18</sup> を当該証券会社の監督当局が採択し、実施に移しつつある場合に限られる。

### 5) 事業法人向け債権

18. 当委員会は、現行の自己資本合意の問題点の一つは、事業法人向け債権の信用度の差異が十分に反映されていないことであると認識している。当委員会は今回、事業法人向け債権の標準リスク・ウェイトを 100% に据え置く一方、信用度の極めて高い (例えば、スタンダード & プアーズ社の手法において AA - 以上の) 法人向け債権には 20%、信用度の極めて低い (同 B - 未満の) 法人向け債権には 150% のウェイトを適用することを提案する。如何な

---

<sup>18</sup> 「証券規制の目的と原則」、証券監督者国際機構 (1998 年 9 月)。

る場合も、事業法人向け債権のリスク・ウェイトが当該法人の設立国のソブリン向け債権に付与されるリスク・ウェイトを下回ることはできない。

19. 現時点では、G10 諸国間において外部評価を取得している法人の割合は一様でないことから、当委員会は、最高の信用度を有する与信に対してのみ優遇的なリスク・ウェイトを提案している。信用度において最高とはいえない借手にまで優遇的なリスク・ウェイトを適用すれば、各国銀行間に競争上の不平等が生じる結果となる。しかしながら、当委員会はこの分野においてさらなる検討作業を予定しており、広範に実施され得るような、事業法人向け貸出をより細緻に区別する方法について業界の意見を求める。

20. ソブリン向け、銀行向け、および事業法人向け債権のリスク・ウェイトに関する提案を要約すれば、以下のとおりである（例として再びスタンダード & プアーズ社の手法を用いる）。

表 1

債 権		信用評価					
		AAA ~ AA -	A+ ~ A -	BBB+ ~ BBB -	BB+ ~ B -	B - 未満	未格付
ソブリン		0%	20%	50%	100%	150%	100%
銀 行	選択肢 1 <sup>1</sup>	20%	50%	100%	100%	150%	100%
	選択肢 2 <sup>2</sup>	20%	50% <sup>3</sup>	50% <sup>3</sup>	100% <sup>3</sup>	150%	50% <sup>3</sup>
事業法人		20%	100%	100%	100%	150%	100%

1 当該銀行の設立国のソブリンに適用されるリスク・ウェイトに従ってウェイト付け。

2 個々の銀行に対する信用評価に従ってウェイト付け。

3 原契約期間の短い（例えば 6 か月未満の）銀行向け債権には、当該銀行向け債権の通常のリスク・ウェイトに比して一段階低いリスク・ウェイトが適用される。

## 6) 不動産により担保された債権

21. 当委員会は、債務者が現在または将来居住するか、もしくは賃貸されている住宅に対し設定された抵当権により完全に保全された貸出には、引続き50%のリスク・ウェイトを適用することを提案する。
  
22. 過去数十年間において、多くの国の銀行業界が商業用不動産貸出からたびたび発生する不良資産に悩んできた経験に照らし、当委員会は引続き、商業用不動産への抵当権により保全された貸出には、原則として、100%以外のリスク・ウェイトが適用されるべきではないとの考え方を堅持している。

## 7) 高リスクのカテゴリー

23. 当委員会は、自己資本の枠組みを信用リスクに対してより感応的なものとする方針である。この点において、上述のとおり当委員会は、デフォルトや価格変動に係る相対的に良好な実績がある場合には、一定の信用度の高い資産に適用するリスク・ウェイトを軽減することを提案している。加えて、デフォルト経歴が相対的に芳しくなく、価格の変動性も高い場合には、一定の資産に100%を超えるリスク・ウェイトを適用する意向にある。具体的には、当委員会は、150%のリスク・ウェイト・カテゴリーを設定し、同カテゴリーに格付が B - 未満の商品（ソブリン・銀行・事業法人向け債権）と、格付が BB+ と BB - の間の資産証券化商品を含めることを提案している。当委員会は、リスク度がさらに高い資産を対象として、これ以上に高いリスク・ウェイトのカテゴリーを追加的に設けることも検討している。当委員会は、ここに提案した変更と、150%のリスク・カテゴリー —— および、さらに高いリスク・ウェイト・カテゴリーの可能性 —— を如何に定義すれば、低いリスク・ウェイト・カテゴリーに含まれる債権に比して、信用リスクから発生する損失のボラティリティが平均的に高いエクスポージャーをより広範に取り入れることができるか、という点についてコメントを求める。当委員会は、銀行の内部信用格付手法の調査と併行して、寄せられたコメントを検討する予定であり、標準的アプローチと内部格付に基づくアプローチが整合的に取

扱われることを目指す。

## 8) その他の債権

24. その他の全ての債権については、引続き標準的リスク・ウェイトを 100% とする。

## 9) オフバランスシート項目

25. 当委員会は、コミットメント以外のオフバランスシート項目については、現行の掛目を変更することは提案しない。現行の自己資本合意においては、原契約期間が 1 年以内のコミットメント、ないし任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメントには自己資本が課されていない。原契約期間 1 年超のコミットメントは、所要自己資本額を算定するために 50% の掛目が適用されている。こうした取扱いは、コミットメントの満期が長いほど、引出される、ないし借手の信用度が低下する、あるいはその両方の可能性が高くなるという事実を反映させることを意図したものであった。

26. 上記のアプローチに対しては、銀行はコミットメントの期間を 365 日ないしはそれ未満に設定したうえでロールオーバーするという抜け道を多用してきた。当委員会は、短期のコミットメントであっても多少のリスクは伴う事実を鑑み、20% の掛目を設けることを提案する。本掛目の対象となるのは主として法人に供与されるコミットメントであろう。本掛目の適用除外が認められるのは、無条件で取消しが可能なコミットメント、ないし、借手の信用状態が悪化した場合に銀行により事前通知無しで実質的に自動的に取消しが随時なされるコミットメントである<sup>19</sup>。

27. 高い格付けを取得している機関に対して低いリスク・ウェイトの導入が提案されていることに鑑みると、OTC デリバティブ取引で取引相手に対する

---

<sup>19</sup> 一部の国では、個人に対するコミットメントについては、消費者保護や関連する法規の下で可能な最大限の取消権が銀行に与えられていれば、無条件に取消し可能と看做される。



エクスポージャーに対してリスク・ウェイトの上限を設ける必要がなくなる。したがって、現行の自己資本合意において、これらの OTC 取引に關与する取引対象が一流の相手先であるとの仮定の下に特別の取扱いとして与えていた 50%の上限を撤廃することを当委員会は提案する。この提案は、当委員会のペーパー、「銀行と、レバレッジの高い業務を行う機関との取引」<sup>20</sup>の提言に沿ったものである。

## 10) マチュリティ

28. 債権のマチュリティは、当該債権が銀行に及ぼす総合的な信用リスクを決定する一要因であることを当委員会は認識している。信用度において同等の二人の借手に対するエクスポージャーであれば、長期の債権の借手に対するエクスポージャーの方が、短期の債権の借手に対するものよりも一般にリスクが高い。しかしながら当委員会は、借手の信用度に関する現行のアプローチが大まかなものであることに鑑みれば、債権のマチュリティに応じて所要自己資本額に差異を設けることによって正確性を追求することは難しいと承知している。例えば、信用度の高い借手に対する長期債権は信用度の低い借手に対する短期債権よりもリスクが小さい場合が多いことは周知のとおりである。したがって当委員会は、現段階では、一部の銀行向け債権を除き、債権のマチュリティを自己資本規制上考慮することは提案しない。但し、当委員会は、エクスポージャーの信用度をより精密に区別する方法を模索する作業が進展した暁には、信用リスクの評価にマチュリティをより明確に取入れる方法も検討することになる。

## 11) 外部信用評価機関の適格性基準

29. リスク・ウェイト付けの仕組みを上にも概説したように改訂すると、監督当局は外部信用評価機関に対する依存度を強めることになる。したがって、健全性の観点からは、これらの機関を認定する基準が十分に高い水準に設定されることが重要である。最低限の認定基準として不可欠であると当委員会が

---

<sup>20</sup> 上記脚注 7 参照。

考えるのは以下の項目である。

- i. 客観性：信用評価を付与する手法は、厳格・系統的・継続的であって、過去の経験に照らした何らかの検証を受けていなければならない。また、評価は継続的に見直され、財務状況の変化に対応するものでなければならない。当委員会としては、それぞれの市場のセグメントのために使用される、厳格なバック・テストを含む評価手法は、監督当局の認定を受けるまでに少なくとも 1 年間は確立されていることを要件とするよう提案するが、3 年間確立されていることが望ましいと考える。
- ii. 独立性：評価手法は、外部からの政治的な影響や制約、評価対象企業からの経済的圧力から可能な限り自由でなければならない。
- iii. 透明性：検証用に、個々の評価は一般に入手可能でなければならない。
- iv. 信頼性：信頼性は、上記の諸基準を満たすことによってある程度得られる。信頼性基準が新しい機関の参入に対する障壁として用いられるべきではないが、同時に、今回の監督制度変更以後に参入する機関を注意深く評価する必要はあろう。機密情報の不正使用を防ぐための内部手続が設定されていることも、信用評価機関の信頼性を強める要因となる。
- v. 国際的アクセス：複数国に亘って評価を行っていることは要件とならないが、評価結果は、正当な関心を有する国外の第三者に対しても国内の同じ立場の者に対するのと同じベースで提供されなければならない。
- vi. 資源：信用評価機関は、評価対象企業の幹部および実務レベルの人々と継続的に接触するのに十分な資源を有していなければならない。
- vii. 認定：各国監督当局は、上記の基準に基づいて信用評価機関を認定する責任を負う。当委員会の事務局が各国の監督当局により認定された機関に関する情報の交換所として機能することが提案されている。

当委員会は、これらの基準を十分に厳格なものとするために更に強化する必要があるか否か、また、如何に強化すべきかについてコメントを求める。

30. 当委員会は、企業の様々な債務にこうした評価手法を如何に適用するかをより詳細に定めるために、各種の有力外部信用評価機関が用いているアプローチについて実証的な分析を行う予定である。例えば、当委員会は、短期と長期の評価をどのような場合に如何に用いるべきか、また、グループ内の他社の未格付債務や外貨建の未格付債務にも信用評価を適用することができるか否か、といったことを判断する必要がある。以下の表には、信用度が極めて高い（すなわち信用リスクが極めて低い）と考えられる債務と、信用度が極めて低いと判断された債務の格付が例示されている。

表 2

信用評価機関	信用度が極めて高いとの評価	信用度が極めて低いとの評価
Fitch IBCA	AA - 以上	B - 未満
Moody's	Aa3 以上	B3 未満
Standard & Poor's	AA - 以上	B - 未満
輸出保険機関	1 <sup>21</sup>	7

31. 当委員会は、所要自己資本額算出のベースとして用いることが認められるために必要な評価の数を定めるうえで、トレーディング勘定に適用される一般的なアプローチを援用することを提案する。すなわち、2つの適格な外部信用評価機関からの評価を得ていること、ないしは、1つの適格な機関から評価を得ていて、他の適格な機関からより低い評価を得ていないこと、である。しかしながら、トレーディング勘定のポジションとは異なり、また、内部格付に基づいて所要自己資本額を算定するアプローチの開発までの間ではあるが、バンキング勘定においては、格付を取得していないものについて、同等

<sup>21</sup> 本カテゴリーには、通常、「高所得 OECD 加盟国」（世銀による定義）が含まれる。

の信用度を有するとの銀行自身の判断に従って債権を分類することは認められないものとする。

32. 市場規律を促進するため、銀行に対しては、資産にリスク・ウェイトを付与するに当たって使用した信用評価機関、および、そうしたそれぞれの信用評価機関に基づいてリスク・ウェイトを付した債権の割合を公表するよう義務付けることが提案されている。

## 12) 資産の証券化

33. 当委員会は、資産の証券化が、銀行から他の銀行ないし銀行以外の投資家に信用リスクを再配分するための効率的な手段となり得ることを認識している。この点において、証券化はリスクの多様化を進め、金融の安定を強化するものである。しかしながら当委員会は、一部の銀行が、自らのエクスポージャーに相応する自己資本を維持することを回避する手段として、仕組み金融 (structured finance) や証券化を利用していることに懸念を強めている。また、現行の自己資本合意は、銀行がどのような種類の取引を用いるかによって、同一の経済的リスクに課される所要自己資本額にかなりの差が生じ得るという点において、一貫性を欠いている。その結果、こうした技術を用いることによって銀行は、ポートフォリオに付随する実際の経済的リスクに照らせば自己資本が脆弱化していることを隠しつつ、名目的な総自己資本比率を高めることが可能となる。

34. こうした懸念に対処するため、当委員会は、現行の自己資本合意を改訂し、適格な外部信用評価機関による格付を用いて資産の証券化に対する所要自己資本を設定する方式を採用することを提案する。本件に関する提案は、主として、資産プールを担保として証券を発行する特別目的会社 (SPV) の設立を伴う取引を対象としている。当委員会は、証券化市場はグローバルな市場であり、国際的に活動する銀行が同市場に多数参加していることを認識している。また、国際市場で発行されている資産担保証券は、通常、信用格付を

取得している。したがって、外部の信用評価を用いて証券化取引から生じるリスクに対する所要自己資本額を算定することは、自己資本合意の目的である競争上の平等性の確保を一段と促進するであろう。

35. 当委員会は、証券化商品について以下の提案を行なう。
- AAA ないし AA - (スタンダード & プアーズ社の手法により例示) に格付けされた商品には 20% のリスク・ウェイトを適用。
  - A+ から A - に格付けされた商品には 50% のリスク・ウェイトを適用。
  - BBB+ から BBB - に格付けされた商品には 100% のリスク・ウェイトを適用。
  - BB+ から BB - に格付けされた商品には 150% のリスク・ウェイトを適用。
  - B+ 以下に格付けされた商品、無格付けの商品については自己資本から控除。
36. また、リボルビング・ファシリティについては、オフバランスの証券化債権(すなわち管理資産<managed assets>)に無条件の早期償還が認められていたり、マスター・トラスト取極めが適用されていたりすることがオリジネーターである銀行にとって特別な問題となり得ると監督当局が判断した場合、当局の裁量に従って、当該債権は 20% の掛目により与信相当額に換算のうえ、債務者のリスク・ウェイトを適用される可能性がある。

### C. バンキング勘定の取扱い：内部格付に基づくアプローチ

37. 当委員会の目標は、個々の銀行にとって、規制上の所要自己資本が当該銀行に特有のリスク・プロファイルをより確かに反映する自己資本規制のアプローチを開発することである。このため、当委員会は、信用リスクに関する標準的アプローチに一定の修正を加えることを提案するが、これは引続き大多数の銀行に適用されることになる。

38. しかしながら当委員会は、銀行自身が自らの信用リスクを定量的・定性的に評価した結果に基づくアプローチは本質的に魅力があることを認める。したがって当委員会は、将来的には一部の先進的な銀行において、内部格付に基づく（IRB）アプローチが所要自己資本額を設定するベースとなり得ると考える。当委員会は、銀行業界との協議を行いながら、こうしたアプローチに関する主要な論点を検討し、標準的アプローチの見直しと同じ時間的枠組みの中でこれを開発することを目指す所存である。当委員会は、今後作成される協議用文書において、本提案のより詳細な分析を提示する予定である。

39. 上記の作業の一環として、当委員会は以下のことを行う。

- 銀行の内部格付システムの分析
- 銀行の内部格付システムを認定・検証・モニターするために監督当局が用いる定量的・定性的基準の検討
- 所要自己資本と内部格付を関連付ける手法の検討。例えば、銀行が内部格付のカテゴリーを標準的なリスク・ウェイト、もしくは拡張したリスク・ウェイトの体系に紐付けするという方法がある。あるいは、当委員会が内部格付を明示的に反映した所要自己資本の算定手法を考案することもできる。この点において当委員会は、IRB アプローチの当初段階の選択肢は、実施時点における実務上の適用可能性と概念の健全性との間の適度なトレードオフを提供するものであらうと予想する。例えば、標準的なリスク・ウェイトの数を拡張のうえ、内部格付をこれに紐付けするという方法などがあり得る。

40. 当委員会はまた、本アプローチにより算出される規制上の所要自己資本額が正確で標準的アプローチと整合的なものとなるよう、注意深く配慮する所存である。IRB の枠組みにおいても自己資本の枠組みの第二・第三の柱は鍵となる役割を果たすであらう。全ての銀行の内部格付システムの合理性、正確性、および比較可能性を評価するうえで、監督上の検証プロセスは重要な役割を果たすことになる。また、当委員会はより広義の市場規律にも配慮しており、この目的を達成するための措置（例えば、ソブリンによる SDDS

の遵守を低リスク・ウェイト適用の条件の一つとすること)がIRBアプローチに組込まれるであろう。

41. 以下の議論では、当委員会が今後作成するIRBアプローチに関する協議用資料においてより詳しく論じることを予定している問題の幾つかを取上げ、本アプローチが実務的にどのようなものとなり得るかを概観する。

#### 1) 自己資本規制に内部格付を用いることの長短

42. 多くの先進的な銀行は、個々の信用エクスポージャーを概括する手段として内部的な信用リスク格付を用いており、こうした格付は、実務処理(例えば貸出の承認に係る要件設定)やリスクの管理・分析(値付けや収益性の分析及び内部的な資本配分等)など、銀行の様々な機能に広く組み入れられつつある。

43. 内部格付には、顧客勘定の詳細なモニタリングや保証・担保のより深い知識など、外部の信用評価機関が通常は入手し得ない補足的な顧客情報が織り込まれている可能性があることを当委員会は認識している。また、内部格付は、個人や中小企業の信用度を信用スコアリングによって評価したり、未格付の大規模な企業を詳細な分析によって評価するなど、外部格付に比して格段に広い範囲の借手をカバーしている可能性がある。したがって当委員会は、標準的アプローチと並立する選択肢として内部格付に基づくアプローチを提案するに当たり、銀行が、外部の信用評価機関の下した信用評価に過度に依存することなく、内部的な信用リスク管理・測定技術の更なる開発に務めることを期待する。

44. また、内部格付に基づくアプローチは、銀行の内部的な信用評価に依存するという点やリスク量の概念において、信用リスク・モデルと一部共通する面を有する。したがって、本アプローチは、銀行に対して信用リスク管理技術を一段と改良するインセンティブを与え、将来的に完全な信用リスク・モ

デルに移行するための準備を整えることにもつながる。

45. 内部格付には上に述べたような利点があるので、監督当局にとっては、内部格付を最低所要自己資本を算定する際に用いることは、提案されている標準的アプローチからは大きな一歩を踏み出すことになる。率直ではあるが極度に単純な現行のアプローチと、内部格付を用いることによって得られるであろう潜在的な正確性の向上ならびにカバレッジの拡大との間のトレードオフは、銀行と監督当局の双方に広範な影響を及ぼすと思われるため、注意深く検討されなければならない。銀行により用いられている格付システムは均質性に欠けるうえ、内部格付の付与に際しては主観的なリスク要因や経営上の判断が中心的な役割を果たすことから、内部格付に基づくアプローチにおいては、銀行間および各国間の比較可能性という点が大きな障害となる。さらに、内部格付は総合的なリスク管理において様々な役割を果たしているため、最低所要自己資本額の算定にそうした格付を用いるに当たっては様々な論点が生じ得る。したがって当委員会は、それらの論点を注意深く検討しつつ、所要自己資本を内部格付に関連付ける手法を検討する。以下では、こうした作業を行なうに当たって考慮すべき事柄が示されている。

## 2) 監督当局にとっての実務上の影響

46. 銀行は、最低所要自己資本額の設定に内部格付システムを用いるに当たって、監督当局の事前承認を得る必要があるため、本アプローチの検討において決定的に重要な点は、監督当局が銀行の格付システムの総合的な適切性を如何に評価すべきか、ということである。当委員会は、この点を含む諸々の重要な問題に取り組むため、まず、銀行の内部システムに影響を及ぼす諸要因を検証し、内部格付を共通の基準に引直すために銀行が用いることができる手法を検討する。そうすれば、これらの内部格付システムを評価・検証するために監督当局が用い得る定性的・定量的基準について詳細な検討を行うことができるであろう。



47. 監督当局は、規制上の所要自己資本を設定するために用いることを前提として銀行の格付システムの内容を評価する際、当該銀行のエクスポージャーにおけるリスクの範囲内で意味のある区別を設けるうえで、格付の区分の数が適切であるか否かを判断する必要がある。監督当局はさらに、経営上の目的で用いられている格付の区分が測定可能な損失概念に適切に結び付けられているか否かを検証しなければならない。例えば、借手のデフォルト確率のみを問題にするシステムと、デフォルトが発生した場合の回収率をも考慮するシステムとでは、生じる結果が非常に異なるであろう。
48. 監督当局は、エクスポージャーを各格付カテゴリーに分類するための基準に適切なリスク要因が全て織り込まれているか、また、当該基準が十分に明快かつ明示的であるか、といったことも考慮しなければならない。格付プロセスが明快かつ詳細であることは、一貫性のある正確な格付を可能にするのみならず、特定された性質を有する取引から発生した損失が銀行の予測と一致しているか否かを事後的に評価することをも可能にする。これは、格付の基準、もしくはリスク等級について定義されている損失面の特徴を調整する必要があるとのシグナルとなり得る。監督当局はさらに、格付の付与または見直し、ないしはその両者を行なう者が経験を有し、かつ与信承認や価格設定から独立していることが銀行のプロセスや統制により確実なものとなっている点を確認する必要がある。
49. 最後に、各格付カテゴリーについて定義されている損失面の特徴を評価する際、監督当局は、銀行自らの経験から得られた意味のある実績データ、もしくは当該格付対象資産と比較可能な商品についての第三者の損失実績によって、銀行が推計を裏打ちできることを確認する必要がある。このためには、一般に、同一の格付を付与される貸出は全て、事前に予想される損失面の特徴が共通していること、かつ、こうした比較可能性を得るため、格付の基準とプロセスには貸出の種類、担保、保証、およびその他の特徴が適切に考慮されていることが必要となろう。

### 3) 自己資本充実度の枠組みの他の部分との関連

50. また、当委員会は、内部格付の利用がリスク・ウェイトおよび自己資本充実度の枠組みの他の部分、ひいては自己資本比率に如何に関連付けられるかを検討する。ひとつの可能性として、自己資本合意について提案されている標準的リスク・ウェイトないしは拡張された一連のリスク・ウェイトに銀行の内部格付を紐付けるという方式があり得る。この方式を採った場合、何れの信用評価を用いたかに拘わらず、様々な資産やエクスポージャーに対する所要自己資本をより明確に比較することが可能になり、また、リスク・ウェイト付けの枠組みの強化と結び付けることもできる。こうした観点から当委員会は、所要自己資本を内部格付に関連付けるうえでの第一段階の選択肢は、実施時点における実務上の適用可能性と概念の健全性との間の適度なトレードオフを提供するものであらうと予想する。例えば、拡張された一連のリスク・ウェイトに内部格付を紐付けるという方法である。いまひとつの選択肢は、恐らく、より長期的展望に立った方式であらうが、当該銀行が用いる手法がこの目的に適していることを監督当局が認めた場合に限り、デフォルト確率など銀行自身が推定する損失額にその他の何らかの配慮を加え、それをそのまま当該エクスポージャーの所要自己資本額に換算することを認めるという方法である。しかしながら、本方式を適用するためには幾つかの問題が解決されなければならない。例えば、EDF（期待デフォルト率）やそれに関連するPDF（確率密度関数）といった測定値を用いた損失確率の推計、PDFの推計に用いられている手法に係る概念の評価（保有期間、信用事象の定義等）、検証、データの限界などである。

51. 銀行が自らの所要自己資本を算定する際に考慮すると思われる要因は多様であるため、自己資本充実の枠組みの他の部分との関わりは、それぞれの銀行によってかなり相違し得る。信用リスク削減手法に対する標準的アプローチをどの程度適用し続け得るか、あるいは、その他のリスクに対する所要自己資本を、場合により、どの程度修正すべきか、といったことも個別銀行間

の相違点に含まれるであろう。当委員会は、内部格付と自己資本充実度の枠組みの他の部分とのこうした関わりについて、さらなる検討を行う所存であり、これらの問題については業界との間で精力的に議論が行われることを予想している。

#### D. バンキング勘定の取扱い：信用リスク・モデル

52. 当委員会は、規制上の所要自己資本の設定にポートフォリオ・ベースの信用リスク・モデルを用いる可能性をも検討してきた<sup>22</sup>。当委員会は、こうしたモデルの利用と継続的な開発を推奨する。当委員会は、信用リスクのモデリングによって内部的なリスク管理が実際に向上する可能性があること、および、銀行の監督に用いることが潜在的に可能であることを認識している。しかしながら、信用リスクに対する所要自己資本を設定する正式なプロセスにポートフォリオ・ベースのモデル・アプローチを使用することを認める前に、監督当局は、リスク管理においてモデルが活発に用いられていることだけでなく、モデルが概念的に健全であり、経験的に検証され、銀行間の比較が可能なかたちで所要自己資本を算出するものであることを確認しなければならない。現時点では、こうした目標を達成するまでには、データの入手可能性やモデルの検証に係る問題を中心として、未だ少なからぬ障害を乗り越えなければならない。

53. 当委員会は、さらなる開発とテストの後に、信用リスク・モデルがどのように規制上の所要自己資本の設定に明示的な役割を果たし得るかを検証する予定である。そのために、当委員会はこの分野における進展を注意深くモニターしていく所存であり、今後、業界に対しても建設的な対話への参加を促したい。

---

<sup>22</sup> 上記脚注 6 参照。

## E . 信用リスク削減手法

54. 1988 年の自己資本合意は、貸出金やその他のエクスポージャーの信用リスクを削減するために銀行が活用する特定の手法、具体的には担保の徴求や第三者からの保証の取得について、自己資本規制上、認識することとしていた。これらの信用リスク削減手法の形態で認識されるものの範囲を拡大すべきか否かの問題は、後述の担保、保証及びオンバランスシート・ネットィングに関するセクションで取扱われている。以下の段落では、信用リスク削減のその他の側面を考慮する。

55. この関連で、1988 年の自己資本合意では、法的に有効なネットィング契約の下で同一の取引相手との間で相殺取引を行う実務を自己資本規制上認識する可能性が述べられている。自己資本合意は後にこうしたネットィングを認識するよう改訂された。さらに、1998 年 4 月には、当委員会はオンバランスシートのネットィングを非常に限定的に自己資本規制上認識することを提案した。当委員会は、これらの問題の一部の側面について既に過去に市中協議を行っているが、現時点でこの自己資本合意の見直しの一環として本件に係る問題全体について協議することが有用であると考えている。

56. 自己資本合意の信用リスク削減手法を認識する現在の手法は、自己資本合意が承認された時点の信用リスク管理技術の進展度合を大きく反映している。それはまた、適用や検証が容易なルールと、銀行に柔軟性を提供する反面、より多くの監督当局による監視や検証を要求するルールとをどのように比較考量するかについての当委員会の見方も反映していた。当時、こうした手法は殆ど担保の徴求と、銀行からのスタンドバイ信用状の形態でのあるいは政府からの保証の取得に限られていた。それ以来の 10 年間に、信用リスクを削減またはヘッジする手法・商品の活用と範囲、及び、関連するリスクを管理する能力は大きく広がった。こうした活用の増加は、銀行がより容易にリスクを分解し管理できるようにする目的で設計された新技術の開発により促

進された面がある。特に、クレジット・デリバティブの形態での銀行による保証は広範に利用されている。これらの進展は、多くの銀行のリスク・プロフィールに重大な影響を及ぼした。

57. 当委員会は、信用リスク削減手法の活用から生じる便益とそれらが健全なリスク管理を行ううえで果たし得る主要な役割を認識している。したがって、当委員会は、自己資本規制の枠組みがリスク削減手法をより反映することが重要であると考えている。

58. 信用リスク・ヘッジの広範な活用は、信用リスク削減手法の利用による信用リスクの低下を自己資本規制上どのように認識するのが最善かという問題を生じさせた。この問題は二つの見方ができる。一方では、信用リスクのヘッジが不完全である場合（信用エクスポージャーと比較して信用リスクのヘッジ手段の期間が短い場合が、そうした不完全なヘッジの一例である）に、残余リスクを、自己資本規制上、どのように認識するのが最善か、という問題がある。他方、そうした手法を活用した結果、削減される信用リスクをどの程度自己資本規制上、認識するか、すなわち、現行の置換え方式（substitution approach） 原資産のリスク・ウェイトを担保ないしは保証人のそれに置換える手法 を変更して、所要自己資本額をそれ以上に軽減する方法が導入できるか（できる場合には如何に）との問題がある。

59. 当委員会は、これらの問題に対処するための方法を考察してきた。手法を見出すに当たって、自己資本規制上の信用リスク削減効果の計測の正確性を追求することと自己資本規制の比較的単純な枠組みを維持することとの間の比較考量が不可欠である。正確性の追求は健全なリスク管理のためのインセンティブを強化することと整合的な筈である。他方、正確性は複雑性という費用を発生させる。不完全なヘッジに対する適切な自己資本と、健全なリスク削減手法を十分に認識するための所要自己資本額の削減との間でもバランスをとる必要がある。信用リスク削減手法が認められるためには、銀行は、

適用している手法に十分な法的根拠があり、関係するリスクに対して実効的な管理プロセスがあることを確実にしなければならない。例えば、オンバランスシート・ネットティングの関連では、当委員会は、銀行が健全な方法により関連するエクスポージャーをネット・ベースで監視・管理していることが不可欠であることを強調した。以下のセクションに対してコメントを行う際には、銀行はこれらの条件が如何に満たされているかを示すことが重要である。

## 1) 残余リスク

60. 上記のとおり、ヘッジが不完全な場合に残余リスク (residual risk) が発生する。ヘッジが不完全であっても、信用リスクを削減することができ、それゆえ望ましいことである。同時に、残余リスクを適切に取扱うことが必要である。こうした残余リスクは様々な形態を取り得る。残存する将来の信用リスクは、原資産である債務より先にヘッジ手段の満期が到来する、すなわち期間ミスマッチがある場合に生じる。ベシス・リスクは、ヘッジ手段の価値に不足が生じるような潜在的な市場価格の変動にエクスポージャーとヘッジ手段が晒されている場合に生じる。三つ目の残余リスクの種類は資産ミスマッチに関連しており、ある資産が異なるリスク特性を有する資産を参照するクレジット・デリバティブによりヘッジされている場合に生じる。これらの残余リスクと自己資本規制上の取扱いのあり得べきアプローチについての当委員会の考え方が以下に議論されている。

### (i) 期間ミスマッチ

61. 現行の自己資本合意では、信用リスクをヘッジする商品の満期までの期間が原資産である債務の満期までの期間と見合っていることが明示的に要求されているわけではない。この結果、各国の実務では取扱いが異なる傾向があった。監督当局によっては、原資産である債務の満期とヘッジ手段の満期が見合っていない限り、自己資本規制上のヘッジ効果を一切認めていない。他の監督当局は、ヘッジ手段の満期が原資産である債務の満期より短い場合でも、

残存し、確実に発生する、将来の信用リスクに対処するためのリスク管理の実務が備えられている場合には一般的に所要自己資本額の削減を容認している。その他にも、ヘッジ手段に0%のリスク・ウェイトが適用される場合（相殺可能な負債でネットされる資産といったケース）にはミスマッチのあるヘッジの効果は認めない一方、ヘッジ手段に0%よりも高いリスク・ウェイトが適用される場合（銀行が提供するクレジット・デリバティブにより保証される資産といったケース）には、将来の信用リスクをカバーするために何がしかの自己資本が提供されることからヘッジ効果を認めている例もある。

62. 当委員会は、マチュリティ・ミスマッチがあるヘッジの自己資本規制上の取扱いは、より整合的になるべきと考えている。

63. 残存する将来の信用リスクに対処する最も単純な方法は、マチュリティ・ミスマッチがある場合のヘッジのリスク削減効果を、自己資本規制上、認識しないことであろう。しかしながら、このアプローチは、ヘッジ活動や健全なリスク管理へのインセンティブを組込むものではない。

64. もう一つの選択肢としては、カバーされていないリスクに対して単純なアドオンの形式で追加的な自己資本を賦課することを条件に、マチュリティ・ミスマッチがある場合でもヘッジ効果を認識する方法がある。この方法については解決すべき問題が二つある。一つ目は、適切なアドオンの決定についてである。二つ目は、ヘッジが短期的なプロテクションしか提供していない場合にこの手法が健全であるか、ということである。後者の点については、当委員会は、それを下回った場合にはヘッジ効果を認識しない最低限のヘッジ手段の残存期間、例えば1年間、を設定することが必要であると考えている。ヘッジ手段の残存期間が一定以上、例えば2あるいは3年、ある場合には、アドオンは免除することも考えられる。このような免除は、銀行は将来の潜在的な問題に備えるにはより多くの時間があるため、将来発生する残余の信用リスクはより懸念の対象とはならないとの見方を反映したものである。

これらの問題に関する意見や、自己資本賦課とマチュリティに関する要件とリスク管理のプロセス及び市場の実務との間のバランスを如何に採るべきかについて、意見が求められる。

## (ii) 市場価格の変動

65. エクスポージャーやヘッジ手段は、(適正な超過担保や頻繁な市場価格での洗替えがない限り)信用リスクに対するプロテクションに不足が生じるような市場価格の将来の変化に晒され得る。今日完全にカバーされているポジションであっても、ヘッジ手段の市場価格が原資産となる債務の価格を下回ると、完全にカバーされているわけではないことになる。こうしたベシス・リスクはエクスポージャーが現金以外の担保でカバーされているときに生じるが、ネットティングの場合においても、例えば資産が相殺すべき負債と異なる通貨建てとなっている場合に生じ得る。
66. 現行の自己資本合意では、アドオンの活用を通じた追加的な自己資本の賦課により、オフバランスシートのデリバティブ取引の将来の潜在的なエクスポージャーを認識している。その他では、オンバランスシートのポジションで異種通貨間のネットティングを認めていない以外はベシス・リスクに対応していない。
67. 当委員会はオフバランスシートの分野と同様のアドオンの活用と、一定の掛け目でヘッジ手段の価値を割引くヘアカットの手法を考察した。いずれの手法であっても、当委員会のペーパー、「銀行と、レバレッジの高い業務を行う機関との取引」<sup>23</sup>で議論されているような、不利な市場環境から発生するカバーされない潜在エクスポージャーの問題に対処することになる。アドオンはオフバランスシートのデリバティブ取引の取扱いと整合的という長所があるが、超過担保の度合いに拘らずポジションに対して自己資本のアドオンが賦課されるため、銀行に対して適切なインセンティブを提供するもので

---

<sup>23</sup> 上記脚注7参照。



はない。さらに、デリバティブ取引用に開発されたアドオンはオンバランスシートのポジションに関して適切ではないかもしれない。一方、ヘアカットの手法の場合には、十分に超過担保が積まれているポジションに対して追加的な自己資本を賦課することはしない。しかしながら、適切なアドオンやヘアカットの大きさを決めるには相当多くの実証分析が必要であり、中でも実効的な保有期間や価格の変動性に関する前提が重要になろう。当委員会は最も望ましい手法についてコメントを求める。

### (iii) 資産ミスマッチ

68. クレジット・デリバティブの参照資産と原資産が同一でない 資産ミスマッチの場合、プロテクションの有効性が損なわれる可能性がある。当委員会は、両資産間のクロス・デフォルト条項と高い相関を要求すれば十分であるかどうかを検討した。当委員会は、現時点では、高い相関が資産ミスマッチ・リスクに対してヘッジを提供することを確保する（そしてそれを示す）に足る手法がないとの結論に至った。したがって、当委員会は、クレジット・デリバティブが原資産に対する所要自己資本を削減する効果を持つためには、参照資産と原資産は同一の債務者によって発行されており、参照資産は原資産と同一順位であるないしは、より劣後しており、そしてクロス・デフォルト条項が適用されていなければならないと考える。

## 2) リスク削減の程度

69. 当委員会は、自己資本合意が、信用リスク削減手法により達成されるリスクの削減度合いを完全には捉えていないことを認識している。現在の自己資本合意のリスク・ウェイト置換え方式の下では、原債務者のリスク・ウェイトが担保ないしは保証人のリスク・ウェイトに単純に置換えられる。例えば、100%のリスク・ウェイトが適用される貸出金に対して銀行の保証がある場合には、銀行に対するリスク・ウェイトと同じ 20%のリスク・ウェイトが適用されることになる。しかしながら、この例では、銀行が損失を蒙るのは貸出金と保証人の両方がデフォルトした場合だけである。

70. このベースでは、自己資本所要額は原債務者と保証銀行のデフォルト確率の相関を勘案するのがより適切であろう。保証人のデフォルトが必ず借入人のデフォルトを伴うのであれば、現行のリスク・ウェイト置換え方式は適切であろう。しかしながら、両者のデフォルト確率が本質的には無相関なのであれば、現行よりも少ない自己資本賦課が正当化されることになる。この文脈で、当委員会は、原債務者のリスク・ウェイトをヘッジ手段のリスク・ウェイトで置換える方法で導き出される現行の所要自己資本額に対し、単純なヘアカットを適用することにより二重のデフォルトの効果を認識することが可能かどうかという点について考察してきた。こうしたヘアカットは健全な低い水準に設定される必要があるだろう。

71. 当委員会は、本質的には再保険である効果の長所を認識する論理を評価しており、リスクを管理するための適正なインセンティブを強化する意向である。しかしながら、当委員会は、幾つかの懸念を持っている。第一に、上記の二重のデフォルトの効果は対称的ではない。保証銀行が倒産した場合、銀行は原債務者に対するエクスポージャーを再度抱えることになり、将来のデフォルト・リスクに晒される。この点、銀行は、経済的資本の所要額が標準的な8%の所要自己資本よりも多いことが十分に想定されるような、より信用度の低いエクスポージャーに対して信用リスク削減手法を用いる場合が多いことは留意されるべきである。第二に、二重のデフォルト効果の認識は規制上のアービトラージの可能性を拡大しかねず、原資産に内在する信用リスクを差別化するうえで自己資本合意の標準的アプローチが採り続ける大まかなアプローチとバランスがとれないかもしれない。第三に、過去の経験によれば、保証人によっては特定の種類のリスクの大規模な集中を抱えている可能性があることから、実務的には景気循環上のないしは特定産業の下降期にはデフォルト相関は高くなることを示している。第四に、信用リスク・モデルの分野に踏み込まずに適切な二重のデフォルト効果によるリスク削減の効果を計測することは現実的ではないであろう。

72. これまでの段落ではリスク削減手法に関して一般化された取扱いをしてきた。実効的なリスク削減に対する正当な斟酌を行いながら残余リスクに対して適正な自己資本が賦課されることについてのバランスが求められている。クレジット・デリバティブや、担保、オンバランスシート・ネットティングを含む広範囲のリスク削減手法が利用可能である。それぞれ信用リスクを削減できるが、例えばマチュリティ・ミスマッチがある場合に契約更新ができないリスク（roll-off risk）等、残余リスクを銀行が管理できる程度が同じではない。これは、商品毎にリスク削減効果を認識する程度と残余リスクの取扱いを変える必要があるかもしれないことを示唆している。当委員会はこの違いを示すような反応に興味を持っている。

### 3) 担保、保証およびオンバランスシート・ネットティング

73. 前セクションで説明されたとおり、1988年の自己資本合意では、担保の徴求や第三者からの保証の取得による信用リスクの削減をある程度認識していた。現金や、OECD諸国の中央政府、OECD諸国の公共部門、あるいは国際開発銀行によって発行された債券が担保となっているエクスポージャーには、担保に付与されるリスク・ウェイト（すなわち、ゼロないしは低いウェイト）が適用される。担保が認識される範囲がこのように限定的であることは、各国別に異なる銀行の担保徴求の実務や、実物資産・金融資産の担保価値の安定性に関する各国毎の異なる経験に照らして適切と考えられた。同様に、現行の自己資本合意で認識される第三者からの保証は、OECD諸国の中央政府や公共部門、OECD諸国内に設立された銀行・証券会社、原資産の残存期間が1年以下である場合のOECD諸国外の銀行、ないしは国際開発銀行からのものに限定されている。これらの機関による保証でカバーされているエクスポージャーは当該保証人への直接的な債権に適用されるリスク・ウェイト（すなわち、ゼロないしは低いウェイト）が付与される。担保ないしは保証で部分的にカバーされているエクスポージャーの場合には、カバーされている部分だけに軽減されたリスク・ウェイトが適用されることになる。

74. 自己資本合意の見直し作業の中で、当委員会は、保証と適格な担保の範囲を拡大できるか、できる場合にはどのように拡大するか、について検討した。当委員会は、適格な保証人の範囲については、元のエクスポージャーよりも低いリスク・ウェイトが付与される先に拡大することを提案する。
75. 当委員会は、適切な場合には信用リスクを削減するために担保を活用するインセンティブを銀行に提供したいと考えている。したがって、当委員会は、厳格な法律意見書に支持されていることと、銀行によって実現可能で容易に決定可能な価格があることを条件に、適格な担保の範囲を元のエクスポージャーよりも低いリスク・ウェイトが付与される全ての金融商品 市場性証券だけでなく にまで拡大することを考慮している。トレーディング勘定に含めることができる商品は一般的に後者の条件を満たすであろう。例えば、適格担保には、AAA 格や AA 格の企業からの売掛金やデリバティブ取引から生じるキャッシュフローが含まれ得るであろう。当委員会は、こうした拡張の影響が重大である可能性があることに留意している。当委員会は、現金と市場性有価証券以外への適格担保の範囲の拡大、特にリスク削減効果のより大幅な認識を健全性の面での懸念を軽減するためにどのようにバランスさせることができるかという点について、意見を求める。
76. 当委員会は、一定の条件付きで、オンバランスシート・ネットティングの範囲をバンキング勘定の全ての資産・負債にまで拡大するべきと決定した。しかしながら、当委員会は、これを実施する前に、このアプローチが持つ意味についてさらなる作業を行い、上記で議論されたような他のリスク削減手法の取扱いに照らして進むべき方向を考えたいと思っている。
77. 当委員会はこの点についても、リスク削減効果の認識と適正な健全性基準とのバランスに焦点を当てながら、コメントを求める。

## F. その他のリスクの取扱い

### 1) バンキング勘定の金利リスク

78. 当委員会は、バンキング勘定の金利リスクが重要である場合があることを認識している。したがって、当委員会は、金利リスクが平均を著しく上回っている銀行（“outlier”）のバンキング勘定の金利リスクに対する自己資本賦課を設けることを提案する。こうした努力の一環として、当委員会は、outlierである銀行を識別するための、金利リスクへの銀行のエクスポージャーの計測に関する 1993 年 4 月のペーパー<sup>24</sup> に示された市中協議用の提案に言及されている手法の進展状況を確認する所存である。当委員会は、現行の実務に照らし、こうしたアプローチを如何にして導入できるか、業界のコメントを求めるところである。

79. outlier を識別するために当委員会が考慮しているアプローチは、銀行の内部的なリスク管理プロセスの適切性などの定性的要素の評価を含むものであり、したがって、この自己資本規制の枠組みの監督上の検証の柱と密接に関連する。さらに、当委員会は、1997 年に示した<sup>25</sup> ような健全な金利リスク管理の実務を銀行が遵守しているかといった点も考慮されるべきであると考えている。この点、当委員会は多くの大規模な銀行が行内のリスク管理プロセスの一部として、十分に開発された金利リスクの計測手法に依存していることを認識している。これらの銀行のうち幾つかは、トレーディング・バンキング双方の勘定の金利リスクを捕捉するために内部の VAR モデルを活用している。これらは金利リスクを計測するうえで十分に確立された手法ではあるが、当委員会は、コアとなる預金のデュレーションの定量化等、計測プロセスに関連して未だ議論が分かれる問題があることを強調する。結果として、outlier の定義とバンキング勘定における金利リスクの計測手法に関し

---

<sup>24</sup> 「銀行の金利リスク測定フレームワーク」、バーゼル銀行監督委員会による市中協議のための提案（1993 年 4 月）。

<sup>25</sup> 「金利リスクの管理に関する諸原則」、バーゼル銀行監督委員会、1997 年 9 月。

ては、なにがしかの各国裁量が必要であることを当委員会は認識している。

80. バンキング勘定とトレーディング勘定の金利リスクの間には、その他にも解決されるべき重要な違いがある。原則的には、現行の自己資本合意のマーケット・リスクを対象とするための改定における 2 つのアプローチ（すなわち標準的アプローチと内部モデル・アプローチ）のいずれもが、バンキング勘定の金利リスクを取扱うために拡張され得る。

81. 当委員会は、どのような体系が提案されるにしても、バンキング勘定の金利リスクに対する明示的な自己資本賦課が銀行に与えるインセンティブや、バンキング勘定とトレーディング勘定間の格差に取扱いの変更が与える影響を考察するための作業を行っている。当委員会は、outlier の定義に関するコメントを含め、金利リスクが平均を著しく上回っている銀行（“outlier”）に対して自己資本賦課を如何に適用し計算すべきかという点について、銀行からの具体的なコメントを求める。

## 2) その他のリスク

82. 当委員会は、銀行にとっての信用リスクとマーケット・リスク以外のリスクの重要性を認識しており、そうしたリスクを健全に管理し、それらへのエクスポージャーを制限するためには、厳格な管理環境が不可欠であると考えているが、銀行の健全な経営を確保するためにはさらなる措置が必要である。この広い範疇のリスクを管理するための分析的アプローチは現時点では開発の初期段階にある。たとえば、殆どの銀行はオペレーショナル・リスクを明示的に計測・監視する枠組みを最近になって開発し始めたところである。この広い範疇の中のレピュテーション・リスクやリーガル・リスクといった他の要素も定量化が困難なため、銀行のリスク管理プロセスに対して課題を突き付けている。

83. しかしながら、これらの課題にもかかわらず、当委員会は、これらのリス

クの水準を定量化、自行の全体的な自己資本適正度の評価に取入れるために銀行が必要な資源を投入するだけの重要性がこれらのリスクにはあると考えている。規制上の観点からは、この分野のリスクの重要性が増大しているため、自己資本規制の枠組みの中で別途取扱うだけの重要性があると当委員会では結論付けた。当委員会は、その他のリスクに対する明示的な自己資本賦課を開発することを提案し、それが実務上どのように行えるかについて探索している。しかしながら、業界における標準的な慣行が存在しない中、リスク・ベースの自己資本規制の枠組みの中に、真にリスクに対応した形でオペレーショナル・リスクを取込むことは困難である。当委員会は、この目的を達成するための様々な方法に対してコメントを求める。

84. オペレーショナル・リスクに対する自己資本を評価するのに可能なアプローチの中で、当委員会は、単純な指標から種々のモデル手法に至るまで、いくつかの選択肢を見出した。単純な指標は、総収入、手数料収入、業務費用、信託財産等( managed assets )、オフバランスシートのエクスポージャーで調整した総資産、ないしはこれらの組み合わせ、といった集計値に基づくものがあり得よう。これに、貸借対照表に関連付ける項目を含めることで、バランスをとることもできよう。自己資本規制上のアービトラージの可能性や、それにより生じるかもしれないより良いオペレーショナル・リスク管理に対する負のインセンティブ、そして特定の種類の銀行に対する自己資本上の影響には、特に注意を払う必要がある。当委員会は、望ましい指標に関する意見を求める。

85. 当委員会は、この他にもオペレーショナル・リスクに規制上の自己資本を配分する手法があり得ることを認識している。一つは、銀行にモデルの使用を認めることである。このオプションのためには、モデルの厳格性、データの質、ストレス・テスト、外生変数の変化に対する反応度合い、そしてモデルによってカバーされていないオペレーショナル・リスクの範囲といった点に特に注意が払われる必要がある(モデルの質に応じて、監督当局はモデル

の算出結果に対してさらに乗数などの調整項目を適用することもできる)。当委員会は、現時点では、あるとしても非常に少数の銀行しかこうした基準を満たすモデルを保有しておらず、したがって、これらのモデルは将来的に使用し得るに過ぎないと考えている。しかしながら、当委員会は、自行のモデルが十分に機能していると考える銀行からの説明を歓迎する。

86. その他にも、銀行が自己資本をオペレーショナル・リスクに配分するうえで用いている種々の手法があるが、現時点では規制上の自己資本の評価に用いるのは困難であるように思われる。例としては、アーニング・アット・リスク (earnings-at-risk)、費用のボラティリティ、広く用いられている業務ラインの評価手法、ブランド価値、他と比較したある種の業務のリスク、非定量的な自己評価、ないしは、業務量に依存し複数の損失指標を参照する損失事象、といったものに基づく計測手法が挙げられる。当委員会は、こうした手法を用いる銀行からのコメントを歓迎する。

87. 当委員会は、その他のリスクに対する自己資本賦課の様々なアプローチを考えていくうえで、各金融機関における管理環境の適切性に関する監督当局の評価に基づく定性的な判断を、監督当局も適用すべきであると考えている。この判断の一部として、監督当局は、金融機関がオペレーショナル・リスクをどの程度評価し、計測し、コントロールするかに注意を払うであろう<sup>26</sup>。

## G. トレーディング勘定

88. 現行の自己資本合意にはトレーディング勘定とバンキング勘定の違いから生じる様々な課題がある：異なる会計・評価の枠組み、前提とされる保有期

---

<sup>26</sup> この点、監督当局は、例えば、大きな外為決済リスクに晒されている銀行に対して、追加的な自己資本賦課を行うことを考えてみるべきである。当委員会は、近々、「外為取引における決済リスクを管理するための監督上の指針」についての市中協議ペーパーを公表する予定である。



間、リスク・ウェイト、を含む様々な要因の結果、両勘定間で信用リスクに対する最低所要自己資本額は別々の文脈の中で設定されている。これらの違いにより、トレーディング勘定の信用リスクに対する所要自己資本額は様々な面で潜在的に低くなっており、両勘定間での規制上のアービトラージを行う潜在的なインセンティブを銀行に提供している。したがって、バンキング勘定における自己資本規制の改定案に照らし、当委員会は整合性を確保し、規制上のアービトラージに対するインセンティブを削減するために、トレーディング勘定のポジションに対する取扱いを再検討する。これとは別に、当委員会は、自己資本合意が様々な商品の流動性の違いを考慮しないために、トレーディング勘定内のポジションの多様性も課題を提示していることを認識している。したがって、当委員会は、限られた流動性しかないトレーディング勘定のポジションに対し、（内部用、監督用、規制用と）異なる取扱いをする必要性を考察する予定である。

89. 当委員会の、レバレッジの高い業務を行う機関に関するレポート<sup>27</sup>にあるように、市場規模の大きさとその拡大を受け、トレーディング勘定の（リバース）レポ取引の規制上の取扱いも、特に懸念される問題である。レポ取引における潜在的な取引先リスクに対処するために、当委員会は、原資産である債券の価格変動性と市場価格に評価替えされる頻度を反映して、適切な自己資本所要額を設定することを提案する。これらの自己資本所要額は、当ペーパーの付属文書 2、セクション E で議論される担保評価の方法と整合的である必要がある。この提案に加え、当委員会は、レバレッジの高い業務を行う機関に関するレポートのその他の提言をフォロー・アップするためのさらなる手段を検討する予定である。

---

<sup>27</sup> 上記脚注 7 参照。

### 付属文書 3 . 第二の柱 : 自己資本充実度に関する監督上の検証

1. 当セクションでは、監督上の検証が自己資本の枠組みの一部として明示される。監督上の検証プロセスは、裁量的な柱ではなく、むしろ、最低所要自己資本と市場規律を補完するうえで不可欠な要素として捉えられるべきである。監督当局が銀行の自己資本のポジションと戦略を検証する目的は、銀行の自己資本が当該銀行全体のリスク・プロファイルと整合的であることを確保するためであり、その銀行の資本戦略が十分にリスクに対する緩衝を提供しない場合に早期の介入を可能とするためである。さらに、監督当局は、銀行が最低自己資本規制を遵守しているかの評価も行う。
2. 銀行の自己資本充実度の検証に関する議論は 4 つの基本的で補完的な原則に基づいており、それらは以下でより詳しく説明される。4 つの原則とは：
  - 監督当局は銀行が規制上の最低自己資本比率以上の水準で活動することを期待しており、最低水準を超過する自己資本を保有することを要求する能力を有しているべきである。
  - 銀行は、自己資本の水準を維持する戦略に加えて、自行のリスク・プロファイルに照らした全体的な自己資本充実度を審査するプロセスを有しているべきである。
  - 監督当局は、各銀行の内部的な自己資本充実度の審査・戦略及び自己資本比率規制の遵守状況を検証し評価すべきである。
  - 監督当局は自己資本が健全な水準以下に低下することを防止するために早期に介入することを目指すべきである。

#### A . 規制上の最低水準を上回る自己資本

3. 監督当局は、自己資本合意に設定されている規制上の所要自己資本を最低水準として取扱っており、各銀行には、最低水準を超えてそれぞれのリスク・エクスポージャーに対して適切な水準の自己資本を保有することを期待して

いる。こうした適切な水準を設定するにあたって、各銀行及びその監督当局は、以下のものを含め、多くの要素を考慮に入れる必要がある：

- ・ 経営陣・主要な職員の経験と質
- ・ リスク選好度とリスク管理の実績
- ・ 業務を行っている市場の性質
- ・ 収益の質、信頼性及び変動性
- ・ 自己資本の質と新たな資本の調達可能性
- ・ 業務の多様性及びエクスポージャーの集中度
- ・ 負債と流動性のプロファイル
- ・ 法的・組織的構造の複雑さ
- ・ リスク管理システムとコントロールの適切性
- ・ 株主からの支持とコントロール
- ・ 他の監督当局から受けている監督の度合い

これらの事項は、規制上の最低所要自己資本に加えるべき適切な上乗せ幅が個別銀行毎に異なることを示唆している。

4. 自行の自己資本の充実度、そして、規制上の最低水準をどの程度上回る水準で業務を行っているべきかについて評価するために、銀行及び監督当局は、景気の影響や全般的なマクロ経済環境をも考慮する必要がある。このプロセスの一部として、各銀行は、発生し得る出来事や市場状況の変化で自行に不利な影響を与え得るものを識別し、それらに自行が耐えられるかどうかを評価するような、将来に向けた厳格なストレス・テストを実施するべきである。ストレス・テストでは、起こり得る「最悪ケース」のシナリオの影響も考慮すべきである。
5. こうしたプロセスの一部として、各銀行は、内部で設定した自己資本の目標値が十分に根拠のあるものであることを示せなければならず、監督当局は、これらの目標値が各銀行の全体的なリスク・プロファイル及びその時点の業務環境と整合的であるか否かを検証し、評価し、判断すべきである。さらに、

金融機関全体の自己資本充実度を評価するうえで、監督当局は、それらの機関の国内・国際金融市場における相対的重要性やシステミックな不安定性を惹起する可能性をも念頭に置く必要がある。監督当局は、規制上の最低自己資本比率以上の自己資本を保有することを銀行に求める能力を有しているべきである。

## B. 自己資本充実度に関する銀行の内部審査

6. 当委員会は、経済的リスク対比での自己資本の充実が金融機関の長期的健全性のための必要条件であることを認識している。したがって、設定された最低所要自己資本規制を遵守することに加え、上述のように、各金融機関が、自らの自己資本充実度と将来的な自己資本の必要性を、自らのリスク・プロフィールと業務計画に照らして批判的に審査することが不可欠である。
  
7. 殆どどのよう経営されている銀行は、自行の自己資本所要額を審査・評価する内部プロセス・手法を開発している。そうした審査を行う最善の手法に関して業界のコンセンサスはないであろうが、健全な実務の方向性は明らかのように思われる。大銀行は、システマティックで規律が効いており、定性的・定量的双方のリスク・ファクターを考慮に入れるような、自己資本充実度を審査するための手法を着実に開発している。一部の銀行は、業務・商品ライン間の値付けや業績評価手法として頻繁に用いられる資本配分の手法を分析の一要素として考慮している；これらの手法は、しばしば、非期待損失 (unexpected losses) に関する見方を織込んだ数種類のボラティリティ・ベースの計測値を、より主観的なリスクの計測値とともに織込んでいる。さらに、一部の銀行は、現時点及び将来の自己資本所要額や資本構造を評価するうえで正式なモデルを一つの要素として考慮する一方で、実際の自己資本の水準や構造に関する判断は、暗黙裡ないしは明示的な規制に関する期待や、同規模他行との比較、市場の期待やその他の定性的要因を含む、経営判断に基づく考察を引続き大幅に反映している。

8. 上述のように、健全な実務に関する基準は発展途上にある；しかしながら、銀行は少なくとも信頼でき明示的に定義された内部的な資本配分手法を保有しているべきである。多くの先進的な銀行においては、これは、金融機関の自己資本が適切である状態を、例えば目標とする倒産確率といった合理的な健全性の定義によって規定する内部の経済資本配分モデルの形態である場合が多いであろう。用いられるのがどのような手法であれ、必要に応じ、証券化を含めた全ての重要な取引及び経済環境の変化を考慮して当該銀行の内部的な所要自己資本を再調整するべきである。これにより、全体的なリスク・プロファイルが相対的に大きな金融機関は、それに応じた自己資本額を維持することが確実に becoming。こうしたプロセスは、目標となる自己資本比率を設定し、資本戦略を決定する権限を有している上級管理職によって監督されるべきである。これらの点が以下に敷衍されている。
  
9. 自己資本充実度を評価するプロセスの一部として、銀行は、自行の自己資本の水準が適切か否かを判断するために、自行の業務全般に亘るリスクを識別・評価できるべきである。こうしたプロセスは、a) リスク・エクスポージャーを各種のリスク種類別に適切に分類し、b) 金融機関のバンキング勘定のリスク・プロファイルについての包括的な全体像を提示して信用リスクの集中を識別し、c) ポートフォリオの変化の方向性、例えば、信用度の低い貸出が当該行のポートフォリオ全体に対する比率として時間を追って大幅に増加していないかどうかを識別し、d) 内部のリスク評価プロセスの客観性と一貫性を確保する管理があり、そして e) リスク計測プロセスの正確性ないしは適切性を支持する分析ないしは根拠を提供するものであるべきである。
  
10. こうしたプロセスの一部として、銀行は、新商品、取引量の増加、集中度の変化ないしは経営・マクロ経済環境全般の変化のいずれか、あるいはそれらの組み合わせのいずれによるものであれ、自行のリスク・プロファイルの変

化を織込めるべきである。さらに、銀行は、発生し得る出来事や市場の変化で将来的に自行に不利な将来の影響を及ぼすと考えられるものを識別し、自行がこれらに耐えられるかを評価するための包括的で厳格なストレス・テストを実施すべきである。銀行はまた、自行の自己資本充実度の審査方法が理論的にしっかりしており、審査に用いられる入力データが良い品質で、出力結果や結論が合理的であることを示せるべきである。銀行は、例えば、主要な入力データの感応度分析や同規模他行との比較を、自行の手法を審査するために用いることができよう。

### C. 監督上の検証プロセス

11. 監督当局は、現在でも銀行の自己資本充実度を一つあるいは複数の手法で検証し、評価している。バーゼル委員会のメンバー国の銀行監督当局は全て、最低自己資本比率規制の遵守状況を監視し、金融情勢やその他の情勢、自己資本戦略、自己資本の構造や関連する目標について、銀行経営陣と議論するために定期的な会合を持っている。監督当局は、オンサイトの検証を通じて、あるいはオフサイトの監視を通じて、多くの定性的リスク・ファクターを考慮に入れて自己資本充実度を検証しているほか、内部・外部監査人の作業を検証している。多くは内部・外部監査人と会合を持ち、彼らが発行する報告書を検証している。中には、最低レバレッジ・レシオないしは個別行毎のトリガー・レシオなどの補完的な所要自己資本を考慮に入れている監督当局もある。
12. 銀行が、自行の自己資本充実度を審査し、内部的な資本の目標を設定するための新しい分析アプローチを進めるのに伴い、監督当局はこれらを全般的な監督プログラムに組み込むことができる。銀行の分析プロセスを効果的に活用するために、監督当局は個別銀行の内部的な自己資本充実度の審査を検証し、銀行自身が設定した自己資本の目標値について議論する手法を持っておくべきである。監督当局は、自行のリスク・プロファイルに関する銀行自

身の審査を検証し、新しい業務や市場における必要自己資本に関する推計について説明を求め、商業貸出債権の証券化といった活動の自己資本への影響について注視すべきである。こうした検証を行うにあたり、監督当局は、銀行の経営陣との定期的な会合、自行の自己資本充実度の審査結果を詳しく説明した銀行が用意する報告書、ないしは内部・外部監査報告書のいずれか、あるいはそれらの組み合わせに依存すべきである。さらに、監督当局は、銀行の用いている手法が商品・業務ラインを超えて同様のリスクを統合的に取扱っているか、銀行のリスク・プロファイルの変化はすぐに織込まれるか、を検証すべきである。監督当局はまた、銀行が提供する技術的文書、銀行が実施する感応度分析やストレス・テストの結果、そしてそれらが自己資本計画にどのように関連するかを検証することにより、当該銀行の手法の合理性を評価すべきである。また、監督当局は、銀行が用いる手法やストレス・テストの洗練度が、当該銀行の行う業務と相応のものであるかを評価すべきである。最後に、監督当局は、銀行の手法を評価するにあたり、例えば健全な会計・評価原則の遵守状況、業務上のリスクや活動を集計する経営情報の報告・システムの質や、生じつつあるないしは変化しつつあるリスクへの当該銀行の対応の前向きさ、といったその他の関連する要素を考慮すべきである。

13. もちろん、こうした監督プログラムは、殆どの銀行監督当局にとって重大な資源上のインプリケーションを持ち、監督当局の人員の数と技術水準が考慮に入れられるべきであろう。また、こうした監督プログラムは、国際的に活動する銀行のリスク・プロファイルを評価するため、そして国境を超えた基準の共通性を確保するために、監督当局間の緊密な協調を要求する。

#### D. 監督当局の介入

14. 監督当局が、銀行の規制上の自己資本の計測と内部的な自己資本充実度に関するプロセスを検証する重要な目的の一つは、銀行の自己資本ポジションの重大な悪化の可能性をできる限り早期に察知することである。当委員会の

メンバー国全てにおいて、銀行監督当局は、銀行の自己資本が当該銀行のリスク対比で低下している場合に適切なタイミングで介入することを目指している。早期介入の必要性は、殆どの銀行の資産が相対的に非流動的であることと、銀行が迅速に自己資本を調達する手段が限られていることを反映している。しかしながら、監督当局は、市場の力が適切に、また監督当局の介入に過敏に反応しないようなかたちで、機能するよう努力している。さらに、健全な方法でリスクを管理し、問題が発生した場合にそれに対処するための行動を起こすことは、銀行の経営陣と所有者の第一義的責任であり、したがって銀行監督は実効的な経営の代替物ではないと当委員会は認識している。

15. 銀行の問題に対処するために監督当局が採用する介入手段の種類は、法律、国家の政策、ケース・バイ・ケースの分析、ないしはこれらの組み合わせにより定められている。一部の監督体制では、規制上の自己資本比率の非公式のモニタリングに第一義的重要性を置いている。その他では、規制上の自己資本の計測値と、潜在的な問題金融機関を識別するための他の監督上のリスク評価とに依存している。殆どの監督当局は、自己資本ポジションを改善し、潜在的な内部管理やリスク管理上の弱点を是正することを銀行に促すうえで、道徳的説得（moral suasion）に大幅に依存している。一部の体制では、自己資本比率は、銀行の閉鎖を含め、それに至るまでの監督上の措置を発動する基準となっている。これらの発動基準となる比率は、制定されている規制上の最低比率より高く設定されている場合もあるが、こうしたケースは例外的である。

16. 通常の業務上のショックに銀行が耐えられるかどうか疑問視される水準にまで自己資本の水準が低下している場合に、それを識別し、銀行に介入できる手法を全ての監督当局が有しているべきである。監督当局は、銀行がより多くの自己資本を保有するインセンティブが与えられるべきである点について、全般的に同意している。しかしながら、より高い自己資本の水準は強力なリスク管理や内部管理の代替物ではない。



## E. 監督上の検証プロセスに関する将来的な課題

17. 当委員会は、監督上の検証プロセスを強化するための努力を継続する。例えば、当委員会は資源上の問題にどのように対処するのが最も良いかを議論し、監督上の作業プログラムや基準の開発を検討していく。将来的な課題には、現状監督当局により用いられている監視手法に関するさらなる議論や、過去の手法を改善し、新たなものを開発する努力が含まれよう。
  
18. 将来的な作業の出発点として、当委員会は現在、自己資本充実度を評価する規制上及び監督上の手法について、また、自らの自己資本充実度を銀行が審査する手法について、メンバーへの調査を行っているところである。当調査と、業界及び他の監督当局との市中協議プロセスの結果に基づき、当委員会は、このセクションに述べられている原則に関するより詳細な指針を開発することを展望している。当委員会は、特に以下の分野で将来の作業の可能性があると考えている：
  - ・ 銀行の包括的なリスク・プロファイルと自己資本充実度を審査するうえで考慮すべき要素をより詳細に識別すること。こうした要素には、銀行の信用、マーケット、オペレーショナルその他のリスク（例、集中リスク）と、それらに関連するリスク管理プロセスが含まれよう。また、こうした要素には、非常に急速な拡大、馴染みの薄い地域ないしは高度に先進的な市場への進出、といった、自己資本に対して通常以上の圧力を与えるものとして監督当局が歴史的に位置付けてきた個別銀行の特徴も含まれよう。さらに、特定国の会計制度の下での情報の信頼性や監督の質、マクロ経済の状態を含めた、カントリー・リスクという要素も考慮されよう。
  
  - ・ 当委員会の調査や市中協議プロセスの結果、ならびに現行の監督手法を参考にして、銀行のリスク・プロファイルと自己資本をより直接的に対応

させる方法を考慮すること。この点につき、一部の銀行が、自行のリスク・プロファイルを描写し、自行の所要自己資本額を審査する内部手法を開発し始めていることに当委員会は注目している。これらの手法は、自らの自己資本水準を銀行が選択する方法を検証する場合や、あるいは現行の監督手法を強化する場合に、監督当局にとって関係あるものである。

- ・ 銀行が最低水準以上に自己資本を保有するよう促し、自己資本水準が低下しているときに介入するために監督当局が用いることができる様々な手法を示すこと：こうした作業は規制・監督手法に関する調査を参考に、監督当局に用いられている手法のより本格的な研究に基づくことになろう。
- ・ 監督当局がオプション的に用いる道具として、オフバランスシート・ポジション調整後の総資産に対する Tier 1 自己資本の比率、ないしは営業収益に対する比率、といった、補完的で単純な自己資本比率の活用を考慮すること：こうした単純に判断可能な、緩衝としての最低自己資本の測定値は、銀行の債務超過、及び、より一般的に、ポートフォリオのリスクを計測する尺度に付随する不可避的な不正確性に照らして、有用かもしれない。こうした不正確性は、自己資本規制のアービトラージによりさらに悪化しているが、この種のアービトラージは、発展する市場慣行を後追いせざるを得ない規制上の定式化に必ずついて回るものであろう。

19. 当委員会の将来の作業の重要な目標の一つは、監督上の検証プロセスに関する明確な原則を公表し、監督当局が選択できる一連の手法を提示することである。当委員会は、一国内あるいは各国間における銀行及びその業務の違いに対応するためには、こうした一連の手法を提供することが適当であると考える。同様に、当委員会は、自己資本充実度に関する監督上の検証は、一国における監督の包括的手法の一部であるべきで、当該国において普及している手法や技術を活用し、補完するべきものであることに留意している。

## 付属文書 4 . 第三の柱 : 市場規律

1. 市場参加者が銀行の自己資本充実度を評価するためには、銀行の資本構成ならびにリスク・プロファイルに関する情報を有している必要がある。したがって、当委員会は、自己資本の水準、リスク・エクスポージャー及び自己資本充実度に関する情報開示が、意味のある水準の市場規律を達成するうえで重要であると考えている。これらの情報開示は最低でも毎年、適切であればより頻繁に行われるべきである。

### A . 自己資本の構造

2. 銀行は、自己資本の構成要素と、特に先進的かつ複雑で複合的な資本商品の場合には、資本商品の発行条件と主要な特徴、といった項目を含めて、自行の資本構造に関する概要情報を開示すべきである。銀行は、また、貸倒損失やその他の潜在的な損失に対する準備金に関する情報も開示すべきである。開示された情報は、当該金融機関の損失吸収能力を明確に表わしているべきであり、満期、支払の優先順位、ステップ・アップ条項、金利ないしは配当の繰延べ、特別目的会社（SPVs）の利用、複合型資本商品に組み込まれたデリバティブの条件、をはじめ、銀行の自己資本の頑健性について分析するにあたって特に注意すべき条件を含むべきである。
3. 銀行は、Tier 1 資本、Tier 2 資本、（該当する場合には）Tier 3 資本それぞれの額等、自己資本合意に基づいた自行の自己資本の構成を開示するべきである。
4. 銀行は、資産と負債の評価、引当金、及び収益の認識に関する方針等、自行の会計処理の方針に関する情報を開示すべきである。こうした情報は、財務諸表の利用者が金融機関の自己資本の質を評価・比較することを可能にするために不可欠である。

## B. リスク・エクスポージャー

5. 銀行が業務を行うダイナミックな金融市場や、増大するグローバルな競争や技術革新の影響を前提にすると、銀行のリスク・プロファイルは非常に急速に変化し得る。したがって、財務情報の利用者は、ある程度の期間に亘って意味を持ち続け、基本的な市場環境の変化に対する感応度を正確に反映するようなリスク・エクスポージャーの計測値を必要としている。
6. 銀行は自行のリスク・エクスポージャーに関する定性的・定量的情報を公けに開示すべきである。銀行の資本ポジションの開示と併せ、リスク・エクスポージャーに関する情報は、銀行がストレス時に支払可能な状態でいられるかどうかを見るうえで有用である。銀行のリスク・プロファイル、すなわち、ある一定時点で当該銀行のオン及びオフバランスシート活動に内在するリスクや当該銀行のリスクの選好度に関する透明性は、金融機関の財務ポジションの安定性や市場環境の変化に対する収益の感応度に関する情報を提供する。
7. 各リスク分野を議論するにあたり、金融機関は、そのリスク・エクスポージャーの性質と規模を利用者が理解することを助けるために、十分な定性的（例えば経営戦略）及び定量的（例えばポジション・データ）情報を提供すべきである。さらに、財務諸表利用者が基本となっているエクスポージャーの趨勢を見通せるよう、前年までのデータとの比較情報も提供されるべきである。
8. 各種のリスク分野について行われるべき定量的・定性的開示に関するより詳細な指針は、委員会の報告書「銀行の透明性の向上について」に示されている<sup>28</sup>。

---

<sup>28</sup> 上記脚注 10 参照。

## C. 自己資本充実度

9. 銀行は、自己資本合意及びその他の当該銀行が遵守することを求められている監督上ないしは規制上の自己資本基準に示される手法に従って計算されたリスク・ベースの自己資本比率を開示すべきである。この開示には、利用可能な自己資本が信用リスクとマーケット・リスク及びその他のリスクに対する所要額を十分に満たしているかどうかを利用者が評価できるよう、十分な情報が含まれるべきである。
10. 銀行は、自行の自己資本充実度を自ら評価するために用いる内部プロセスに関する定性的開示を行うべきである。こうした開示は、銀行の自己資本充実度の管理がその他のリスク管理プロセスとどのように関連するか、そして将来の変動に対して当該銀行がどの程度耐えられるかについて、市場参加者が判断することの助けとなる。

## D. 将来の課題

11. 情報開示に関してこの付属文書に示されたものの殆どは、既に当委員会が多く公表物<sup>29</sup>の中で示してきた提言で構成されている。当委員会は、将来、自己資本充実度に関する開示について、より詳細な指針を提示できるようにするためのプロジェクトを幾つか進めているところである。これらのプロジェクトには、最近公表された貸出金の会計処理と開示や、トレーディング及びデリバティブ取引の開示に関する提言<sup>30</sup>が含まれる。さらに、当委員会

---

<sup>29</sup> 特に、「銀行の透明性の向上について」バーゼル銀行監督委員会（1998年9月）を参照。

<sup>30</sup> 「貸出金の会計処理、信用リスクの開示等についての健全な実務のあり方」バーゼル銀行監督委員会（1998年10月）、「銀行と証券会社のトレーディングおよびデリバティブ取引のパブリック・ディスクロージャーに関する提言」バーゼル銀行監督委員会と証券監督者国際機構（1999年2月）。

は市場参加者へのインタビューを進めているほか、大規模で国際的に活動している銀行の実際の開示慣行を調べているところである。

12. これらの作業と、当ペーパーや他の提言に対するコメントに基づき、当委員会は本年中により詳細な指針を公表する予定である。この指針は、銀行の自己資本充実度を促進するうえで市場規律が果たす役割を向上させるために行われるべき開示について取上げる予定である。銀行や他の市場参加者にとって、より充実した開示が有用である分野についてのコメントが求められる。